

債券内容説明書
令和8年2月6日現在

広島県・広島市折半保証
第40回・第41回・第42回
広島高速道路債券



広島高速道路公社

本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する「広島県・広島市折半保証第40回・第41回・第42回広島高速道路債券」（以下「本債券」という。）は、地方道路公社法（昭和45年法律第82号。以下「公社法」という。）第27条の2に基づき、広島高速道路公社（以下「当公社」という。）が発行する公募債券です。

本債券は、広島県及び広島市（以下「設立団体」という。）が折半して債務保証をしている公募債券です。詳細については本説明書3ページ、6ページ、10ページ、34ページ及び35ページをご覧ください。

本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条により同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。

本説明書は、当公社の事業、財務の内容等について、公社法第26条に定める財務諸表等を基に、当公社が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。

また、保証体である設立団体に関する事項については、本説明書においては開示しておりません。

当公社の財務諸表は、公社法及び地方道路公社法施行規則（昭和45年建設省令第21号。以下「公社法施行規則」という。）、並びに広島高速道路公社会計規程及び同実施細則に基づき作成され、公社法で規定する当公社監事による意見を付した上で、設立団体の長である広島県知事及び広島市長に提出しているものです。

なお、上記の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定は適用されないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けておりません。

本説明書に関するお問い合わせ先
広島県広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課
電話番号 082-508-6848（代表）

目 次

| | | 頁 |
|-----|------------------------|----|
| 第一部 | 証券情報 | 1 |
| 第 1 | 募集要項 | 2 |
| 1 | 新規発行債券（5年債） | 2 |
| 2 | 債券の引受け及び債券に関する事務（5年債） | 5 |
| 3 | 新規発行債券（7年債） | 6 |
| 4 | 債券の引受け及び債券に関する事務（7年債） | 9 |
| 5 | 新規発行債券（10年債） | 10 |
| 6 | 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債） | 13 |
| 7 | 新規発行による手取金の使途 | 13 |
| 第二部 | 法人情報 | 14 |
| 第 1 | 法人の概況 | 15 |
| 1 | 主要な経営指標等の推移 | 15 |
| 2 | 沿革 | 17 |
| 3 | 事業の内容 | 18 |
| 4 | 関係会社の状況 | 35 |
| 5 | 職員の状況 | 35 |
| 第 2 | 事業の状況 | 36 |
| 1 | 業績等の概要 | 36 |
| 2 | 対処すべき課題 | 43 |
| 3 | 事業等のリスク | 47 |
| 4 | 経営上の重要な契約等 | 48 |
| 5 | 研究開発活動 | 48 |
| 6 | 財政状態及び経営成績の分析 | 49 |
| 第 3 | 設備の状況 | 51 |
| 1 | 設備投資等の概要 | 51 |
| 2 | 主要な設備の状況（事業資産） | 51 |
| 3 | 設備の新設、除却等の計画 | 52 |
| 第 4 | 法人の状況 | 53 |
| 1 | 基本金の推移 | 53 |
| 2 | 役員の状況 | 53 |
| 3 | コーポレート・ガバナンスの状況 | 55 |
| 第 5 | 財務の状況 | 56 |
| 1 | 財務諸表の作成方法 | 56 |
| 2 | 財務諸表の提出 | 56 |
| 3 | 財務諸表等 | 56 |
| (1) | 令和6事業年度 | 57 |
| ① | 監事の意見書 | 57 |
| ② | 財務諸表 | 58 |
| (2) | 令和5事業年度 | 61 |
| ① | 監事の意見書 | 61 |
| ② | 財務諸表 | 62 |

- (注) 1. 本説明書中の数値は、特に他の記載のない限り、令和7年4月1日現在のものです。
 2. 本説明書中の表においては、数値が原則として四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

3. 当公社の事業年度は、各年の4月1日から翌年の3月31日までを終了します。本説明書中、「令和6事業年度」とは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを終了した事業年度をいい、他の表記もその例に倣います。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券（5年債）

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 銘柄 | 広島県・広島市折半保証 第40回広島高速道路債券 | 債券の総額 | 金2,800百万円 |
| 記名・無記名の別 | 一 | 発行価額の総額 | 金2,800百万円 |
| 各債券の金額 | 1,000万円 | 申込期間 | 令和8年2月6日 |
| 発行価格 | 各債券の金額100円につき 金100円 | 申込証拠金 | 各債券の金額100円につき金 100円とし、払込期日に払込 金に振替充当する。申込証拠 金には利息を付けない。 |
| 利税率 | 年1.773% | 払込期日 | 令和8年2月20日 |
| 利払日 | 毎年2月20日及び 8月20日 | 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の 本店及び国内各支店 |
| 償還期限 | 令和13年2月20日 | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7番1号 |
| 募集の方法 | 一般募集 | | |
| 利息支払の方法 | <p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、令和8年8月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年2月20日及び8月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 偿還期日後は、利息を付けない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「8元利金の支払」記載のとおり。</p> | | |
| 償還の方法 | <p>1 債還額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和13年2月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 債還元金の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「8元利金の支払」記載のとおり。</p> | | |
| 担保 | 本債券には担保は付されておらず、また、本債券のために特に留保されている資産はない。 | | |

| | | |
|--------|--------|--|
| 保証 | | 本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体である広島県及び広島市の議会議決（広島県 令和7年3月17日議決、広島市 令和7年3月27日議決）に基づき、設立団体が折半して保証する。 |
| 財務上の特約 | 担保提供制限 | 該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。) |
| | その他の条項 | 該当事項なし |
| 取得格付 | | 該当事項なし |
| 摘要 | | <p>1 振替債</p> <p>本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社広島銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに当公社及び募集の受託会社との間の令和8年2月6日付広島県・広島市折半保証第40回広島高速道路債券募集委託契約に定める事務を行う。</p> <p>(4) 募集の受託会社は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。</p> <p>3 公告の方法</p> <p>(1) 当公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であって、募集の受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、広島県報及び広島市報にこれを公告する。</p> <p>4 債券原簿の公示</p> <p>当公社は、当公社本社内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>5 本債券の発行要項の変更</p> <p>(1) 当公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、当公社はその内容を公告する。ただし、当公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。</p> |

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p style="text-align: center;">摘要</p> | <p>6 本債券の債権者集会</p> <p>(1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。</p> <p>(2)債権者集会は、広島市において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、当公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。</p> <p>(4)本債券の総額（償還済みの額を除き、当公社が有する当該債券の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公社又は募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。</p> <p>(6)前号の規定にかかわらず、当公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8)前号の場合においては、次のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、係る決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が、法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9)本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。当公社又は募集の受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。債権者集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。</p> <p>(10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11)本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、当公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。</p> <p>7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1)当公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は当公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>8 元利金の支払</p> <p>本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> |
|---------------------------------------|--|

2 債券の引受け及び債券に関する事務 (5年債)

| 債券の引受け | 引受人の氏名又は名称 | 住 所 | 引受金額(百万円) | 引受けの条件 |
|----------|----------------------------|---------------------------|-----------|---|
| | S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内 三丁目 3 番 1 号 | 1,000 | 1 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 |
| | 三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社 | 東京都千代田区大手町 一丁目 9 番 2 号 | 900 | 2 本債券の引受手数料は各債券の金額 100 円につき金 22.5 銭とする。 |
| | 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内 一丁目 9 番 1 号 | 900 | |
| 計 | | | 2,800 | |
| 債券に関する事務 | 募集の受託会社の名称 | 住 所 | | |
| | 株式会社広島銀行 | 広島県広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号 | | |

3 新規発行債券（7年債）

| | | | |
|----------|---|---------|--|
| 銘柄 | 広島県・広島市折半保証 第41回広島高速道路債券 | 債券の総額 | 金700百万円 |
| 記名・無記名の別 | — | 発行価額の総額 | 金700百万円 |
| 各債券の金額 | 1,000万円 | 申込期間 | 令和8年2月6日 |
| 発行価格 | 各債券の金額100円につき金100円 | 申込証拠金 | 各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息を付けない。 |
| 利税率 | 年1.981% | 払込期日 | 令和8年2月20日 |
| 利払日 | 毎年2月20日及び8月20日 | 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店 |
| 償還期限 | 令和15年2月18日 | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7番1号 |
| 募集の方法 | 一般募集 | | |
| 利息支払の方法 | <p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、令和8年8月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年2月20日及び8月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2)半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4)償還期日後は、利息を付けない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。</p> | | |
| 償還の方法 | <p>1 債還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2 債還の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の元金は、令和15年2月18日にその総額を償還する。</p> <p>(2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3)本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 債還元金の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。</p> | | |
| 担保 | 本債券には担保は付されておらず、また、本債券のために特に留保されている資産はない。 | | |
| 保証 | 本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体である広島県及び広島市の議会議決（広島県 令和7年3月17日議決、広島市 令和7年3月27日議決）に基づき、設立団体が折半して保証する。 | | |

| | | |
|--------|---------|--|
| 財務上の特約 | 担保提供制限 | 該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。) |
| | その他の条項 | 該当事項なし |
| | 取 得 格 付 | 該当事項なし |
| 摘要 | 要 | <p>1 振替債 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社広島銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに当公社及び募集の受託会社との間の令和8年2月6日付広島県・広島市折半保証第41回広島高速道路債券募集委託契約に定める事務を行う。</p> <p>(4) 募集の受託会社は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。</p> <p>3 公告の方法</p> <p>(1) 当公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であって、募集の受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、広島県報及び広島市報にこれを公告する。</p> <p>4 債券原簿の公示 当公社は、当公社本社内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>5 本債券の発行要項の変更</p> <p>(1) 当公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、当公社はその内容を公告する。ただし、当公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。</p> |

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p style="text-align: center;">摘要</p> | <p>6 本債券の債権者集会</p> <p>(1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。</p> <p>(2)債権者集会は、広島市において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、当公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。</p> <p>(4)本債券の総額（償還済みの額を除き、当公社が有する当該債券の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公社又は募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。</p> <p>(6)前号の規定にかかわらず、当公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8)前号の場合においては、次のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、係る決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が、法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9)本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。当公社又は募集の受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。債権者集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。</p> <p>(10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11)本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、当公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。</p> <p>7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1)当公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は当公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>8 元利金の支払</p> <p>本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> |
|---------------------------------------|--|

4 債券の引受け及び債券に関する事務 (7年債)

| 債券の引受け | 引受人の氏名又は名称 | 住 所 | 引受金額(百万円) | 引受けの条件 |
|----------|----------------------------|---------------------------|-----------|---|
| | S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内 三丁目 3 番 1 号 | 300 | 1 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 |
| | 三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社 | 東京都千代田区大手町 一丁目 9 番 2 号 | 200 | 2 本債券の引受手数料は各債券の金額 100 円につき金 27.5 錢とする。 |
| | 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内 一丁目 9 番 1 号 | 200 | |
| | 計 | | 700 | |
| 債券に関する事務 | 募集の受託会社の名称 | 住 所 | | |
| | 株式会社広島銀行 | 広島県広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号 | | |

5 新規発行債券（10年債）

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 銘柄 | 広島県・広島市折半保証 第42回広島高速道路債券 | 債券の総額 | 金1,600百万円 |
| 記名・無記名の別 | — | 発行価額の総額 | 金1,600百万円 |
| 各債券の金額 | 1,000万円 | 申込期間 | 令和8年2月6日 |
| 発行価格 | 各債券の金額100円につき金100円 | 申込証拠金 | 各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息を付けない。 |
| 利税率 | 年2.331% | 払込期日 | 令和8年2月20日 |
| 利払日 | 毎年2月20日及び8月20日 | 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店 |
| 償還期限 | 令和18年2月20日 | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7番1号 |
| 募集の方法 | 一般募集 | | |
| 利息支払の方法 | 1 利息支払の方法及び期限 (1)本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、令和8年8月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年2月20日及び8月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 (2)半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。 (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4)償還期日後は、利息を付けない。 2 利息の支払場所 別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。 | | |
| 償還の方法 | 1 債還金額 各債券の金額100円につき金100円 2 債還の方法及び期限 (1)本債券の元金は、令和18年2月20日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 債還元金の支払場所 別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。 | | |
| 担保 | 本債券には担保は付されておらず、また、本債券のために特に留保されている資産はない。 | | |
| 保証 | 本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体である広島県及び広島市の議会議決（広島県 令和7年3月17日議決、広島市 令和7年3月27日議決）に基づき、設立団体が折半して保証する。 | | |

| | | |
|--------|---------|--|
| 財務上の特約 | 担保提供制限 | 該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。) |
| | その他の条項 | 該当事項なし |
| | 取 得 格 付 | 該当事項なし |
| 摘要 | 要 | <p>1 振替債 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社広島銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに当公社及び募集の受託会社との間の令和8年2月6日付広島県・広島市折半保証第42回広島高速道路債券募集委託契約に定める事務を行う。</p> <p>(4) 募集の受託会社は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。</p> <p>3 公告の方法</p> <p>(1) 当公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であって、募集の受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、広島県報及び広島市報にこれを公告する。</p> <p>4 債券原簿の公示 当公社は、当公社本社内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>5 本債券の発行要項の変更</p> <p>(1) 当公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、当公社はその内容を公告する。ただし、当公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。</p> |

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p style="text-align: center;">摘要</p> | <p>6 本債券の債権者集会</p> <p>(1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。</p> <p>(2)債権者集会は、広島市において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、当公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。</p> <p>(4)本債券の総額（償還済みの額を除き、当公社が有する当該債券の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公社又は募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。</p> <p>(6)前号の規定にかかわらず、当公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8)前号の場合においては、次のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、係る決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が、法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9)本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。当公社又は募集の受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。債権者集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。</p> <p>(10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11)本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、当公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。</p> <p>7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1)当公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は当公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>8 元利金の支払</p> <p>本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> |
|---------------------------------------|--|

6 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）

| 債券の引受け | 引受人の氏名又は名称 | 住 所 | 引受金額(百万円) | 引受けの条件 |
|----------|----------------------------|---------------------------|-----------|---------------------------------------|
| | S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内 三丁目 3 番 1 号 | 600 | 1 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 |
| | 三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社 | 東京都千代田区大手町 一丁目 9 番 2 号 | 500 | 2 本債券の引受手数料は各債券の金額 100 円につき金 30 銭とする。 |
| | 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内 一丁目 9 番 1 号 | 500 | |
| 計 | | | 1,600 | |
| 債券に関する事務 | 募集の受託会社の名称 | 住 所 | | |
| | 株式会社広島銀行 | 広島県広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号 | | |

7 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|--------------|-----------|--------------|
| 5,100,000 千円 | 15,195 千円 | 5,084,805 千円 |

(注) 上記金額は、第 40 回広島高速道路債券、第 41 回広島高速道路債券及び第 42 回広島高速道路債券の合計額です。

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額 5,084,805 千円は、その全額を令和 8 年 3 月末までに公社法第 21 条第 1 項及び広島高速道路公社定款（以下「定款」という。）第 13 条第 1 項に定める道路の新設及び借換資金の支出に充当する予定です。

第二部 法人情報

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

| 決算年度 | 令和2 事業年度 | 令和3 事業年度 | 令和4 事業年度 | 令和5 事業年度 | 令和6 事業年度 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 経常収益 | 11,445 | 11,754 | 12,604 | 12,821 | 12,968 |
| 道路料金収入 | 10,776 | 11,229 | 12,144 | 12,057 | 12,344 |
| 道路管理費 | 4,902 | 5,375 | 4,959 | 6,480 | 7,944 |
| 償還準備金繰入 *1 | 4,609 | 4,525 | 5,930 | 4,407 | 3,271 |
| 償還準備積立金繰入 *2 | 281 | 28 | 51 | 109 | 258 |
| 支払利息 *3 | 1,129 | 976 | 898 | 882 | 883 |
| 有利子負債残高 *4 | 192,196 | 195,701 | 194,986 | 197,095 | 196,742 |
| 償還準備金 *5 | 67,371 | 71,896 | 77,826 | 82,367 | 85,638 |
| 償還準備積立金 *6 | 12,882 | 12,910 | 12,961 | 13,070 | 13,328 |
| 基本金 *7 | 86,627 | 87,302 | 88,005 | 90,052 | 91,555 |
| 純資産額 *8 | 86,762 | 87,437 | 88,139 | 90,052 | 91,555 |
| 総資産額 *9 | 412,307 | 413,121 | 412,115 | 419,753 | 422,057 |
| 職員数 *10 | 65人 | 73人 | 75人 | 78人 | 77人 |

*1 当公社には議決権を所有する子会社及び関連会社がないため、連結財務諸表は作成していません。

*2 消費税は税込方式によっています。

◇主要な経営指標等の説明

- *1 債還準備金繰入＝毎期の道路事業に係る収入と金利を含む費用の差（収支差）
- *2 債還準備積立金繰入＝毎期の有料道路建設事業に係る消費税の還付金
- *3 支払利息＝債券利息＋借入金利息（地方公共団体借入金、地方公共団体金融機関借入金、市中銀行等借入金）
- *4 有利子負債残高＝道路債券＋地方公共団体借入金＋地方公共団体金融機関借入金＋市中銀行等借入金
- *5 債還準備金＝債還準備金繰入の累計
- *6 債還準備積立金＝債還準備積立金繰入の累計
- *7 基本金＝地方公共団体（設立団体）の出資金
- *8 純資産額＝基本金＋剰余金
- *9 総資産額＝流動資産＋固定資産＋繰延資産＝資産合計
- *10 職員数＝各事業年度4月1日現在の定員（役員を除く。）

〔参考〕広島高速道路事業における主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

| 決算年度 | 令和2 事業年度 | 令和3 事業年度 | 令和4 事業年度 | 令和5 事業年度 | 令和6 事業年度 |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 営業中道路に係る収益 A *11 | 11,116 | 11,395 | 12,301 | 12,304 | 12,582 |
| 営業中道路に係る費用 B *12 | 6,507 | 6,870 | 6,371 | 7,897 | 9,311 |
| 償還準備金繰入 A-B | 4,609 | 4,525 | 5,930 | 4,407 | 3,271 |
| 収支率 B/A *13 | 58.5% | 60.3% | 51.8% | 64.2% | 74.0% |
| 道路資産 C *14 | 304,279 | 304,279 | 304,279 | 304,279 | 304,279 |
| 償還準備金 D | 67,371 | 71,896 | 77,826 | 82,367 | 85,638 |
| 償還準備積立金 E | 12,882 | 12,910 | 12,961 | 13,070 | 13,328 |
| 要償還額 C-D-E *15 | 224,026 | 219,473 | 213,492 | 208,842 | 205,313 |
| 償還率 (D+E)/C *16 | 26.4% | 27.9% | 29.8% | 31.4% | 32.5% |

◇広島高速道路事業における主要な経営指標等の説明

*11 営業中道路に係る収益=道路料金収入+E T Cマイレージ還元負担金収入+E T Cマイレージ引当金戻入+業務雑収入+道路部門の業務外収益

*12 営業中道路に係る費用=道路管理費+E T Cマイレージ還元負担金+E T Cマイレージ引当金繰入+一般管理費（一般管理費、退職給付費用、賞与引当金繰入額、減価償却費）+業務外費用

*13 収支率(%)=(営業中道路に係る費用/営業中道路に係る収益)×100

*14 道路資産=営業中道路投資額

*15 要償還額=道路資産-償還準備金-償還準備積立金

*16 債還率(%)=((償還準備金+償還準備積立金)/道路資産)×100

2 沿革

(1) 設立までの経緯

広島都市圏における幹線道路網計画については、平成4年8月、広島周辺幹線道路網整備連絡協議会（構成：建設省中国地方建設局、広島県、広島市、日本道路公団）において、「高速性・定時性機能の強化」を図る観点から、自動車専用道路等の計画を明確にした幹線道路整備の基本的な考え方を取りまとめられました。

平成6年12月には、この計画に盛り込まれている広島都市圏の自動車専用道路網のすべてが地域高規格道路に指定されました。

その後、これらの自動車専用道路網整備の進め方について、中国地方建設局、広島県、広島市において種々調査・検討が重ねられ、平成8年4月、中国地方建設局長、広島県知事、広島市長の間において、広島都市圏の自動車専用道路網の整備促進を図るため、「指定都市高速道路」の導入を積極的に進めることができました。

これを受けて、平成9年度予算要望において指定都市高速道路の事業化を要望し、自治大臣の出資承認、建設大臣の設立認可を得て、平成9年6月3日、当公社が設立されました。

(2) 設立以降

| 年 月 | 事 項 |
|--------------|--|
| 平成 9 年 6 月 | 広島高速道路公社の設立 安芸府中道路（高速1号線）の都市計画の決定 |
| 平成 9 年 9 月 | 広島高速道路（4路線）の整備計画及び工事実施計画の許可（建設大臣） |
| 平成 9 年 10 月 | 高速1号線（馬木～間所間）4.2kmの供用（一般有料道路安芸府中道路から 高速1号線へ移行（広島県道路公社から道路取得）） |
| 平成 11 年 3 月 | 東部線（高速5号線）の都市計画の決定 安芸府中道路の都市計画の変更 府中仁保道路（高速2号線）の都市計画の変更 |
| 平成 11 年 12 月 | 広島西風新都線（高速4号線）の都市計画の変更 |
| 平成 12 年 3 月 | 高速3号線（仁保～宇品間）2.6kmを供用 |
| 平成 12 年 9 月 | 広島高速道路の整備計画の第1回変更（高速5号線の追加）許可（建設大臣） ※工事実施計画の変更を含む。 |
| 平成 13 年 3 月 | 東部線の都市計画の変更 府中仁保道路の都市計画の変更 |
| 平成 13 年 7 月 | 府中仁保道路の都市計画の変更 |
| 平成 13 年 10 月 | 高速4号線（中広～沼田間）4.9kmを供用 |
| 平成 18 年 2 月 | 広島高速道路の整備計画の第2回変更（事業費の変更及び工期の見直し）許可 (国土交通大臣) ※工事実施計画の変更を含む。 |
| 平成 18 年 10 月 | 高速1号線延伸区間（広島東～馬木間）2.3kmを供用 高速1号線都市高速広島東料金所 ETC（自動料金収受システム）運用開始 |
| 平成 18 年 12 月 | 安芸府中道路の都市計画の変更 |
| 平成 19 年 7 月 | 広島南道路（高速3号線）の都市計画の変更 |
| 平成 20 年 4 月 | 全料金所でETCの運用を開始 |
| 平成 22 年 4 月 | 高速2号線（温品～仁保間）5.9km、高速3号線（宇品～吉島間）2.2kmを供用 全料金所で無線通行によるETC運用開始 新たな料金制度（対距離料金制）・割引制度の導入 |
| 平成 26 年 3 月 | 広島高速道路の整備計画の第3回変更（事業費の変更及び工期の見直し）許可 (国土交通大臣) ※工事実施計画の変更を含む。 高速3号線（吉島～観音間）2.9kmを供用 |
| 平成 28 年 12 月 | 広島高速道路の整備計画の第4回変更（事業費の変更及び工期の見直し）許可 (国土交通大臣) ※工事実施計画の変更を含む。 |
| 令和 2 年 1 月 | 広島高速道路の整備計画の第5回変更（事業費の変更及び工期の見直し）許可 (国土交通大臣) ※工事実施計画の変更を含む。 |
| 令和 5 年 10 月 | 広島高速道路の整備計画の第6回変更（事業費の変更及び工期の見直し）許可 (国土交通大臣) ※工事実施計画の変更を含む。 |
| 令和 7 年 7 月 | 広島高速道路の整備計画の第7回変更（事業費の変更）許可（国土交通大臣） ※工事実施計画の変更を含む。 |

3 事業の内容

(1) 当公社の概要

- ① 目的 当公社は、広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して、交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としています。
- ② 設立団体 広島県、広島市
- ③ 基本財産 91,555 百万円（設立団体が 2 分の 1 ずつ出資）
(基本金)
- ④ 業務の範囲 当公社は、公社法及び定款により、次の業務を行います。
ア 有料の指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
イ 国や地方公共団体等の委託に基づき行う指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理、又は委託に基づき行う道路の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業
ウ 上記アの指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他地方道路公社法施行令（昭和 45 年政令第 202 号。以下「公社法施行令」という。）第 4 条で定める施設の建設及び管理
エ 上記に掲げる業務に附帯する業務
オ 上記に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国や地方公共団体等の委託に基づき行う道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究
カ 広島県知事の認可を受けて行う上記アの指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他公社法施行令第 5 条に定める施設（以下「事務所等」という。）の建設及び管理
キ 広島県知事の認可を受けて、委託に基づき行う上記アの指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理
ク 上記カ及び上記キに掲げる業務に附帯する業務

(2) 国及び広島県、広島市との関係

① 公社法に基づく主な認可、承認等

ア 設立の認可（公社法第 8 条、第 9 条）

道路公社を設立しようとする地方公共団体は、議会の議決を経て、かつ、定款及び業務方法書を作成して国土交通大臣の認可を受けなければならぬこととなっています。

当公社は、平成 9 年 3 月に広島県議会及び広島市議会の議決を経て、同年 5 月 30 日に建設大臣（当時）の設立認可を受け、同年 6 月 3 日に設立されました。

イ 定款及び業務方法書の変更（公社法第 5 条、第 22 条）

当公社の定款又は業務方法書を変更するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならぬこととなっています。

なお、定款変更が、基本計画の変更、業務の範囲の変更又は基本財産の額の増加であるときは、設立団体があらかじめ議会の議決を経なければならぬこととされています。

ウ 役員の任命（公社法第 13 条）

当公社の理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされています。

当公社の副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

エ 予算、事業計画及び資金計画（公社法第 24 条）

当公社の毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の開始前に設立団体の長の承認を受けることとされています。

オ 財務諸表等の提出（公社法第 26 条）

当公社は、毎事業年度、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、決算完結後 2 か月以内に設立団体の長に提出することとされています。

なお、広島県知事及び広島市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項に基づき、当公社の経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出することとされています。

カ 報告及び検査（公社法第 38 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、当公社の業務及び資産の状況に関する報告を求め、又はその職員に検査させることができます。

キ 監督命令（公社法第 39 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、当公社の業務に関し、監督上必要な命令をすることができます。

ク 監督権限（公社法施行令第 8 条）

上記公社法第 38 条又は第 39 条の規定による権限は、設立団体の長が行うものとされており、国土交通大臣については、特に必要があると認めるときは、これらの権限を行うことができるとされています。

② 道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下「特措法」という。）に基づく主な許可等

ア 整備計画（特措法第 12 条、第 16 条）

当公社が指定都市高速道路を新設又は改築しようとするときは、整備計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者（広島県及び広島市。以下「道路管理者」という。）の同意を得なければならないこととされており、道路管理者が同意をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

イ 料金及び料金徴収期間（特措法第 13 条、第 16 条）

当公社が新設又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、認可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされています。

③ 広島県及び広島市による監査

ア 広島県及び広島市の監査委員による監査

当公社は、地方自治法第199条第7項後段及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7第1項に基づき、広島県及び広島市の監査委員による監査の対象となっております。

直近では、令和7年6月に令和6事業年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした広島市監査委員による監査の結果通知があり、重要な点において指摘事項等はありませんでした。

イ 広島県及び広島市の包括外部監査人による監査

当公社は、地方自治法第252条の37に基づき、広島県及び広島市の包括外部監査人による監査の対象となっています。

〔参考〕当公社及びその事業に適用のある法律の概要について

○地方道路公社法（昭和45年法律第82号）

地方道路公社の設立目的等を定めるとともに、出資、組織、業務範囲、財務会計、国・地方公共団体等の監督等について規定しています。

○道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）

道路の整備を促進し、交通の利便を増進するため、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定める法律です。

当公社が新設、改築等を行うことができる広島高速道路も本法に基づくものです。

○都市計画法（昭和43年法律第100号）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定める法律です。当公社は、本法に基づく都市計画において定められた指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うことができます。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

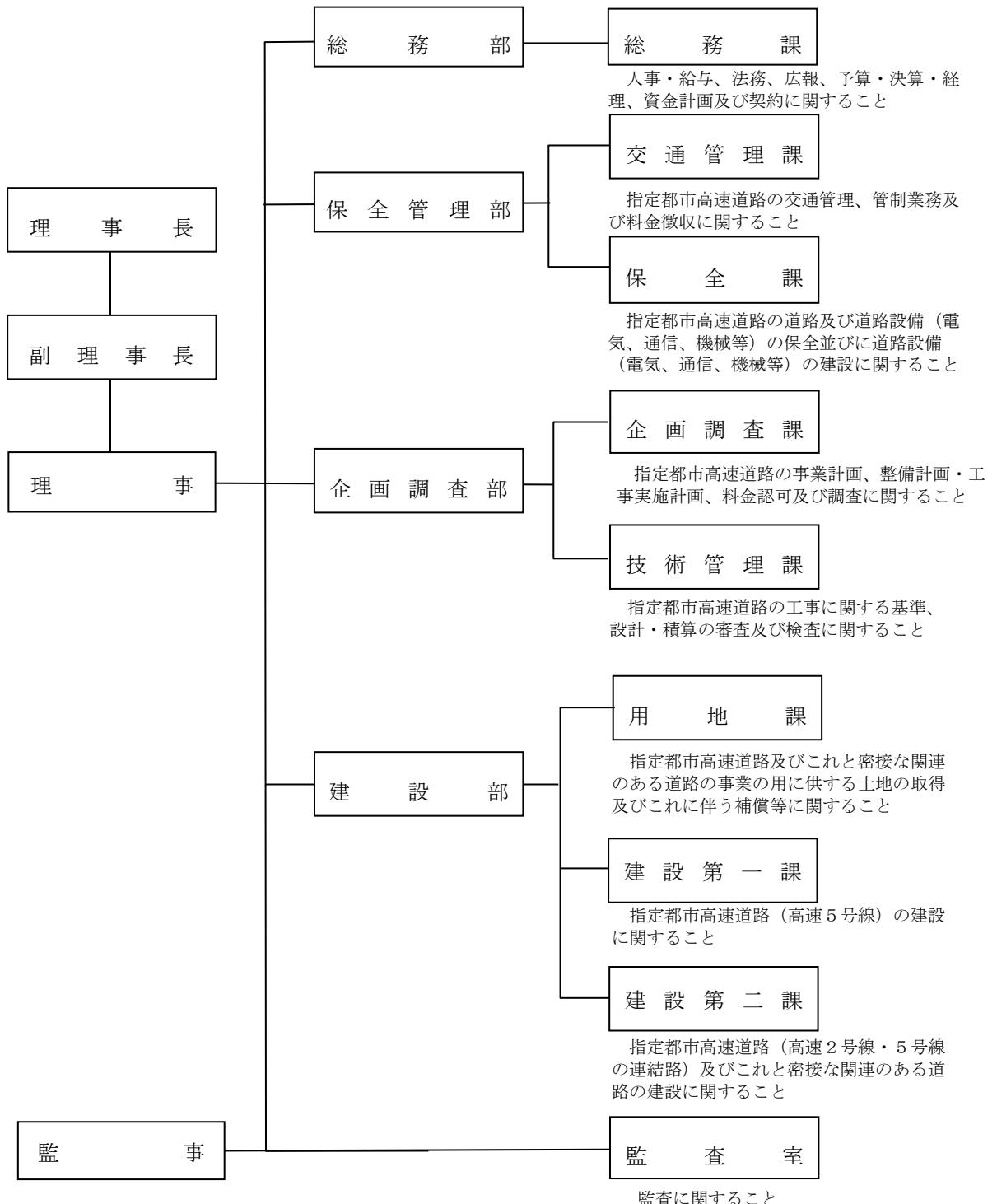
地方自治法第199条第7項後段及び同法施行令第140条の7第1項では、地方公共団体の監査委員は、必要があると認めるとき又は地方公共団体の長の要求があるときは、当該地方公共団体が出資金の4分の1以上を出資している法人を監査することができると規定しており、当公社はこの法人に該当します。

また、地方自治法第252条の37では、包括外部監査人は、必要があると認めるときは、当該地方公共団体が出資金の4分の1以上を出資している法人を監査することができると規定しており、当公社はこの法人に該当します。

(3) 当公社の組織

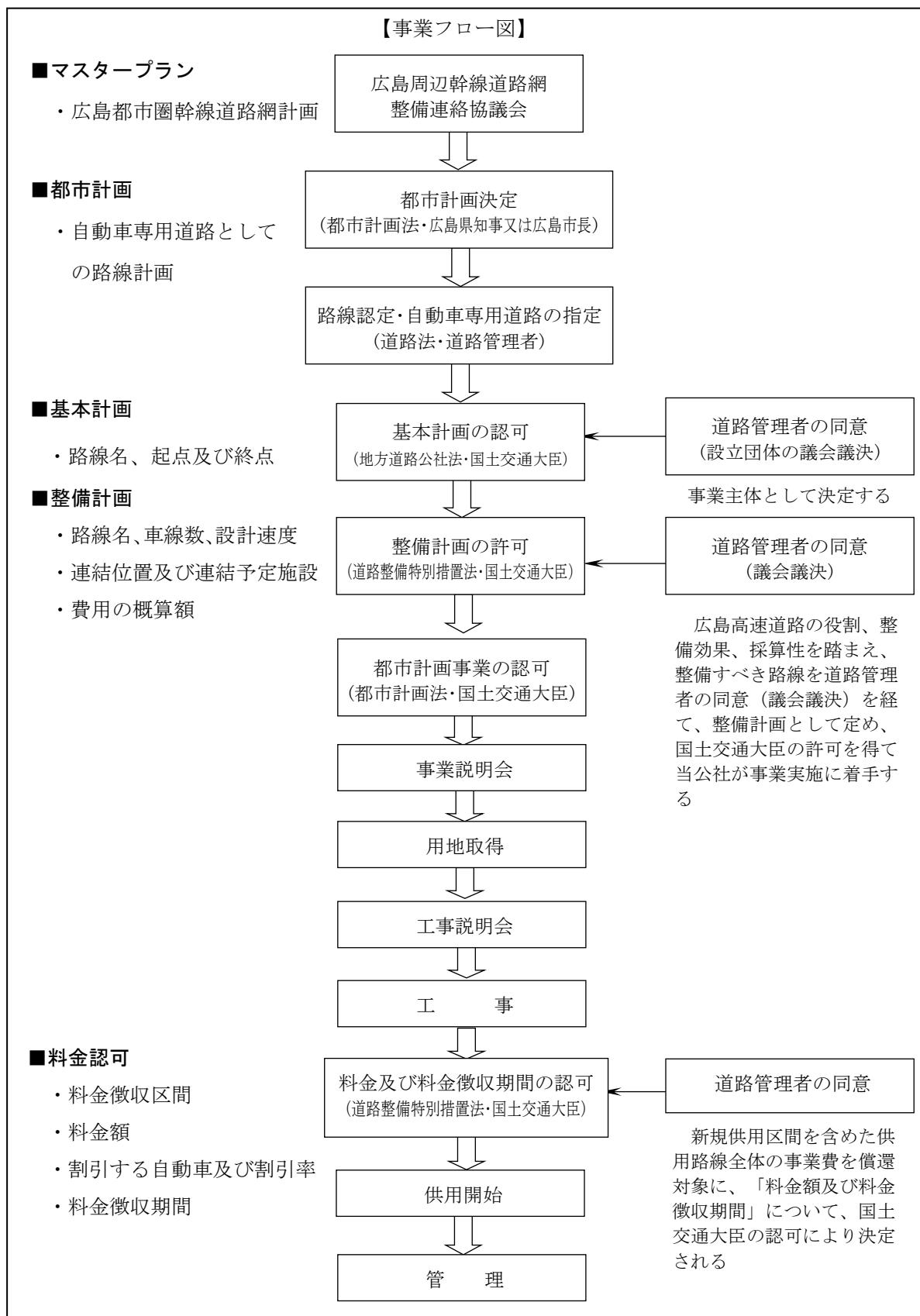
当公社における組織体制は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)



(4) 事業の流れ

広島高速道路の計画決定から供用開始、管理までの主な事業の流れは、以下のとおりです。



(5) 当公社の事業の概要

当公社が現在行っている主な業務は、広島高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理です。

① 事業計画

ア 基本計画

広島高速道路の基本計画は、平成9年5月に定款に定められ、平成12年6月に第1回目の変更を行い、現在、次のとおりとなっています。

| 基　本　計　画 | | | (参考) 都市計画法上の 名　称 | |
|--|-----------------|------------------------|------------------------|--|
| 路　線　名 (道路法上の名称) | 管　理　の　区　間 | | | |
| | 起　点 | 終　点 | | |
| 広島高速1号線 (県道広島東インター線) | 広島市 東区福田町 | 広島市 東区温品二丁目 | 安芸府中道路 | |
| 広島高速2号線 (県道府中仁保線) | 広島市 東区温品町 | 広島市 南区仁保沖町 | 府中仁保道路 | |
| 広島高速3号線 (市道広島南道路) | 広島市 南区仁保沖町 | 広島市 西区商工センター 一丁目 | 広島南道路 | |
| 広島高速4号線 (市道西1区広島西風新都線) (市道西3区広島西風新都線) (市道安佐南4区広島西風新都線) (市道安佐南4区518号線) (市道佐伯1区380号線) | 広島市 西区中広町一丁目 | 広島市 佐伯区五日市町石内 | 広島西風新都線 | |
| 広島高速5号線 (県道温品二葉の里線) | 広島市 東区温品町 | 広島市 東区二葉の里三丁目 | 東部線 | |

広島高速道路は、基本計画路線の安芸府中道路、府中仁保道路、広島南道路、広島西風新都線、東部線（安芸府中道路～広島駅北口間）の5路線と、今後、都市計画決定等の計画熟度の高まりに応じて段階的に整備に取り組むこととしている東部線（広島駅北口～広島西風新都線間）、南北線（仮称）、草津沼田道路（仮称）の計7路線で構成されています。

これら7路線は、平成4年8月に策定された広島都市圏の自動車専用道路網計画に位置づけられており、都市内の環状型道路と放射道路で構成され、主に都市内交通を処理する機能を有する路線です。

現在の基本計画路線は、広島市周辺に整備あるいは計画されている国土開発幹線自動車道等と接続する計画です。

広島高速1号線 山陽自動車道 広島東IC

広島高速2号線 広島呉道路、一般国道2号東広島バイパス（広島南道路を介して）

広島高速3号線 東方面 広島呉道路、一般国道2号東広島バイパス（広島南道路を介して）

西方面 広島岩国道路（広島南道路を介して）

広島高速4号線 山陽自動車道 五日市IC

広島高速5号線 山陽自動車道 広島東IC（広島高速1号線を介して）

広島高速道路図



案内名称 路線番号・都市計画道路法上の名称を道路標識などにより表示・提供を行っています。

| 路線番号 | 路線名 | 都市計画道路法上の名称 | 区間 | 延長(km) |
|------|-------|-------------|---------------|-----------|
| 1 | 高速1号線 | 安芸府中道路 | 都市高速広島東～温品JCT | 6.5 |
| 2 | 高速2号線 | 府中仁保道路 | 温品JCT～仁保JCT | 5.9 |
| 3 | 高速3号線 | 広島南道路 | 仁保JCT～都市高速観音 | 7.7 |
| 4 | 高速4号線 | 広島西風新都線 | 中広～沼田 | 4.9 |
| 5 | 高速5号線 | 東部線 | 温品JCT～広島駅北口 | 4.0 (事業中) |
| | | | | 合計 29.0 |

イ 整備計画

広島高速道路の整備計画は、広島高速1号線から5号線の5路線 延長29.0kmを、総事業費約4,490億円で、令和10事業年度末までに建設することとしています。

手続の流れにつきましては、本説明書の22ページ「(4)事業の流れ」及び29ページ「④当公社の料金制度 イ 料金の決定手続」をご参照ください。

| 路線名 | 区間 | 工期 | 延長 [*] (km) | 事業費 (億円) |
|----------------------|----------------|--------------------------|---------------------------------|----------------|
| 広島高速1号線 (安芸府中道路) | 県道 広島東インター線 | 広島市東区福田町～ 東区温品二丁目 | H9～H21 (H9, H18供用) | (6.5) 6.5 |
| 広島高速2号線 (府中仁保道路) | 県道 府中仁保線 | 広島市東区温品町～ 南区仁保沖町 | H11～H25 (H22供用) | (5.9) 5.9 |
| 広島高速3号線 (広島南道路) | 市道 広島南道路 | 広島市南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目 | H9～H25 (H11, H22, H25 供用) | (7.7) 7.7 |
| 広島高速4号線 (広島西風新都線) | 市道 広島西風新都線 | 広島市西区中広町一丁 目～安佐南区大塚東町 | H9～H21 (H13供用) | (4.9) 4.9 |
| 広島高速5号線 (東部線) | 県道 温品二葉の里線 | 広島市東区温品町～ 東区二葉の里三丁目 | H12～R10 | 4.0 |
| 計 | | | | (25.0) 29.0 |

※ ()は、供用延長で内数です。

整備計画における広島高速道路の構造規格は以下のとおりです。

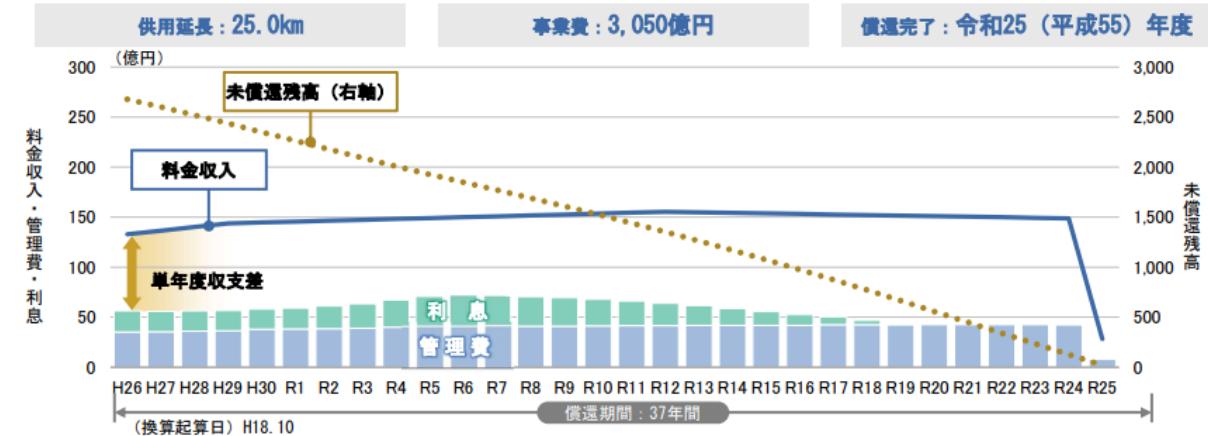
| | | |
|--------|---------------------|-------------|
| 路線名 | 広島高速1号線、2号線、4号線、5号線 | 広島高速3号線 |
| 車線数 | 4車線 [*] | |
| 道路の区分 | 道路構造令第2種第2級 | 道路構造令第2種第1級 |
| 設計速度 | 60km/h | 80km/h |
| 一車線の幅員 | 3.25m | 3.50m |

※ 広島高速2号線及び広島高速3号線の一部の区間並びに広島高速5号線については、暫定的に2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ、残りの2車線を完成するものとしています。

ウ 収支計画

料金認可（平成 26 年 3 月）における収支計画のイメージ図は、次のとおりとなっています。

料金認可の償還計画イメージ図



※ 料金認可（平成 26 年 3 月）の値を使用し、現在供用中の路線である、広島高速 1 号線、2 号線、3 号線、4 号線の料金収入や建設・管理に要する収入・費用に基づく償還計画をイメージとして作成しています。換算起算日（全路線の平均的開通日・平成 18 年 10 月）から 36 年 8 か月で償還が完了する計画です。

現在建設中の広島高速5号線が供用開始された場合には、新たな償還計画に基づいたイメージ図に変更される予定です。

② 管理の概要

ア 供用区間

広島高速道路の供用区間は、広島高速1号線の都市高速広島東ICから温品JCTまでの区間約6.5km、広島高速2号線の温品JCTから仁保JCTまでの区間約5.9km、広島高速3号線の仁保JCTから都市高速観音までの区間約7.7km、広島高速4号線の中広から大塚東町までの区間約4.9kmの計約25.0kmです。

| | | | |
|---------|---|---|--------------------|
| 広島高速1号線 | 区間 | 広島市東区福田町から広島市東区温品二丁目まで | |
| | 構造基準 | 道路構造令第2種第2級 | |
| | 道路規模 | 供用延長 | 約6.5km |
| | | 車線数 | 往復分離4車線 |
| | | 幅員 | 一車線幅員 3.25m |
| 広島高速2号線 | 供用開始日 | 平成9年10月1日（広島市東区馬木町から広島市東区温品二丁目まで） 平成18年10月16日（広島市東区福田町から広島市東区馬木町まで） | |
| | 区間 | 広島市東区温品町から広島市南区仁保沖町まで | |
| | 構造基準 | 道路構造令第2種第2級 | |
| | 道路規模 | 供用延長 | 約5.9km |
| | | 車線数 | 往復分離4車線（※往復分離2車線） |
| | | 幅員 | 一車線幅員 3.25m |
| 広島高速3号線 | 供用開始日 | 平成22年4月26日 | |
| | ※ 広島市南区東雲三丁目から広島市南区仁保四丁目までの区間は2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとしている。 | | |
| | 区間 | 広島市南区仁保沖町から広島市西区観音新町四丁目まで | |
| | 構造基準 | 道路構造令第2種第1級 | |
| | 道路規模 | 供用延長 | 約7.7km |
| | | 車線数 | 往復分離4車線（※往復分離2車線） |
| | | 幅員 | 一車線幅員 3.25m又は3.50m |
| 広島高速4号線 | 供用開始日 | 平成12年3月19日（広島市南区仁保沖町から広島市南区宇品海岸三丁目まで） 平成22年4月26日（広島市南区宇品海岸三丁目から広島市中区光南四丁目まで） 平成26年3月23日（広島市中区光南四丁目から広島市西区観音新町四丁目まで） | |
| | ※ 広島市南区宇品海岸三丁目から広島市西区観音新町四丁目までの区間は2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとしている。 また、この区間の一車線幅員は、3.25mとしている。 | | |
| | 区間 | 広島市西区中広町一丁目から広島市安佐南区大塚東町まで | |
| | 構造基準 | 道路構造令第2種第2級 | |
| | 道路規模 | 供用延長 | 約4.9km |
| | | 車線数 | 往復分離4車線 |
| | | 幅員 | 一車線幅員 3.25m |
| | 供用開始日 | 平成13年10月2日 | |

| | | | |
|------|------|---------------------------------|----------------------|
| 通行条件 | 速度制限 | 本線部分 | 60km/h |
| | | ランプ部分 | 40km/h・50km/h・60km/h |
| | 車両制限 | 車両制限令第3条による。ただし、特別に許可を受けた車両は除く。 | |
| | | 重量 | 総重量 25t |
| | | | 軸重 10t |
| | | 寸法 | 幅 2.5m |
| | | | 高さ 4.1m |
| | | | 長さ 12.0m |

③ 都市高速道路の特性

都市高速道路は自動車のための専用道路で、信号や交差点がなく定速で走りやすい構造になっていることから、一般道路と比べてより少ない車線数で大量の交通を流すことができます。したがって、土地の制約が大きく、かつ大量の自動車交通が発生する都市圏では、大変有用な道路といえます。

また、定速走行が可能なことから、一般道路に比べ、燃費効率の向上、大気汚染物質排出量の低減、効果的な騒音対策が可能であるなど、環境対策面でも優れた特性を持っており、さらに、交通事故も少ないなど、様々な利点を持っています。

限られた予算の中で、計画されている都市内のすべての道路網を早期に整備するには相当の期間を要します。このため、有料道路制度を活用して都市高速道路の一層の整備促進を図ることが都市の渋滞対策、環境対策に大きく寄与するものと考えています。

④ 当公社の料金制度

一般道路は税金で造られていることから通行料は無料となっています。しかし、限られた公共事業費では緊急に整備が必要とされる道路事業の費用を賄いきれないという実情から、借入金で道路を造り利用者から通行料金を徴収してその返済に充てる有料道路制度が制定（昭和27年）され、広島高速道路もこの制度によって建設されています。

ア 通行料金決定の基本的な考え方

(ア) 償還主義

一定の料金徴収期間内に得られる総料金収入額をもって、総費用（建設費、維持管理費及び借入金利息）を賄うこと（営利目的でないことから、利潤は含んでいません。）

(イ) 公正妥当主義

利用者の支払い能力や他の交通機関の運賃等を勘案して、公正妥当であること

イ 料金の決定手続

当公社が作成した料金案について、道路管理者の同意を得た上で、国土交通大臣の認可を得る手続が必要となります。

当公社は、料金案の作成に先立ち、お客様からのご意見を聴取するとともに、当公社理事長が、有識者等からなる「広島高速道路料金問題調査会」に諮問し、その答申に基づいて料金案を作成しています。

ウ 料金プール制

都市高速道路は各路線の利用交通が相互に連絡し、全体として一つのネットワークを形成して初めてその機能が発揮されるものであり、また、道路毎に別々の料金を定めると建設時期により料金の不公平が生じること等から、自動車交通上密接な関連を有する道路について、一定の料金収受期間内の料金収入総額と償還対象費用の合計額が見合うように料金を定める料金プール制が採用されています。

エ 料金制

供用している広島高速道路 4 路線では、平成 22 年 4 月、広島高速 2 号線、3 号線Ⅱ期の新規供用に伴い、距離に応じて料金を定めた「対距離料金制」を採用しています。これは、「対距離料金制」が距離に応じた公平で使いやすい料金体系であること、短い区間でも利用しやすい料金とすることが可能であり、高速道路の有効活用が図られること、これまでの供用区間の料金の据え置きが可能となることによるものです。

オ 料金収受期間

広島高速道路の料金収受期間は、換算起算日から 60 年以内とされています。

料金収受期間の起算日については、当初、最初の開通の日からとされていました。しかしながら、これでは後から建設された路線の建設費を短期間で償還しなければならず、料金水準が急激に上昇することになってしまいます。

このため、各路線の建設費と開通日とを加重平均して、料金収受期間の起算日を換算して算出する方法を採用しています。

(6) 広島高速道路の料金

供用区間に係る料金については、料金認可（平成 26 年 3 月）及び令和元年 10 月 1 日の消費税率等の引上げに基づいて以下のとおり定めております。

広島高速道路の料金については、国土交通大臣の認可を受けて決めることとなります。手続の流れについては、本説明書の 22 ページ「(4) 事業の流れ」及び 29 ページ「④当公社の料金制度 イ 料金の決定手続」をご参照ください。

① 料金表

○ 広島高速 1 号線、広島高速 2 号線、広島高速 3 号線

(単位：円)

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|------------|----|--------------|------------------|----------------|----|----------------|----|----------------|--------------|----------------|-------------------|
| 580 730 | 580 730 | | 580 730 | 580 730 | 580 730 | | 470 580 | | 310 370 | | | 都市高速 広島東 福田 |
| 580 730 | 580 730 | | 580 730 | 580 730 | 520 680 | | 370 470 | | 210 260 | | 馬木 | |
| 580 730 | 580 730 | | 580 730 | 580 730 | 420 520 | | 260 310 | | 50 100 | 温品 | | |
| | | | | | | | | | 間所 | 150 310 | 420 730 | 630 1,000 |
| 580 730 | 580 730 | | 580 730 | 470 580 | 260 310 | | 150 210 | 矢賀 | | | | |
| | | | | | | | | 府中 | 370 580 | 520 890 | 790 1,310 | 940 1,570 |
| 580 730 | 580 730 | | 470 580 | 310 370 | 150 210 | 大州 | | | | | | |
| | | | | | | 東雲 | 370 580 | | 520 890 | 890 1,470 | 1,100 1,890 | 1,200 2,040 |
| 580 730 | 470 580 | | 150 210 | ※仁保 仁保 JCT | | | 630 1,000 | | 940 1,570 | | 1,200 2,040 | 1,200 2,040 |
| | | | | 宇品 | 370 580 | | 940 1,570 | | 1,200 2,040 | | 1,200 2,040 | 1,200 2,040 |
| 310 420 | 150 210 | 出島 | | | | | | | | | | |
| | 吉島 | | 370 580 | | 940 1,570 | | 1,200 2,040 | | 1,200 2,040 | | 1,200 2,040 | 1,200 2,040 |
| 都市高速 観音 | | | 680 1,150 | | 1,200 2,040 | | 1,200 2,040 | | 1,200 2,040 | | 1,200 2,040 | 1,200 2,040 |

※1 「仁保」入口から広島高速 1 号線、2 号線方面の通行はできません。また、高速 1 号線、2 号線方面から「仁保」出口への通行はできません。ただし、「仁保 J C T」（海田大橋又は広島呉道路）方面から広島高速 1 号線、2 号線方面へは通行できます。

※2 「仁保」出入口と坂料金所（広島呉道路）の間、「仁保」出入口と海田料金所（海田大橋）の間は、広島高速道路の通行料金は不要です。

○ 広島高速 4 号線

(単位：円)

| | |
|------------|--------------|
| 310 420 | 沼田 |
| 中広 | 680 1,150 |

凡例

| | |
|--------------------|------------------|
| 上段/軽自動車等 下段/普通車 | 出入口名 |
| 出入口名 | 上段/大型車 下段/特大車 |

② 障がい者割引

身体障がい者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合、又は重度の身体障がい者若しくは重度の知的障がい者が同乗し、障がい者本人以外の人が運転する場合に対し、現金又はE T Cで徴収する通行料金を50%割引します。（事前に福祉事務所等で登録が必要）

③ E T Cの料金割引

ア 時間帯割引

10%割引（6時～9時、17時～20時）

イ 乗継割引

広島高速1、2、3号線と広島高速4号線を乗継ぎ（90分以内）した場合の割引
最大420円割引（普通車の場合）

ウ マイレージサービス

利用頻度に応じた割引（一般利用者向け）

| 基本ポイント | 加算ポイント | |
|---------------------------|----------------|---------|
| | 月間利用額区分 | 100円につき |
| 1通行ごと 100円につき 1ポイント | 5千円以下の部分 | 0ポイント |
| | 5千円を超え1万円以下の部分 | 3ポイント |
| | 1万円を超え2万円以下の部分 | 6ポイント |
| | 2万円を超え3万円以下の部分 | 12ポイント |
| | 3万円を超えた部分 | 19ポイント |

エ コーポレート割引

利用頻度に応じた割引（事業者向け）

| 月間利用額区分 | 割引率 |
|----------------|-----|
| 5千円以下の部分 | 0% |
| 5千円を超え1万円以下の部分 | 4% |
| 1万円を超え2万円以下の部分 | 7% |
| 2万円を超え3万円以下の部分 | 12% |
| 3万円を超えた部分 | 18% |

オ 路線バス割引

事前登録した路線バスがE T Cを利用する際の割引

30%割引

(7) 当公社の資金調達について

① 現行整備計画に係る資金計画は下表のとおりです。

| | 無利子資金 | | 有利子資金 | | 計 |
|------|------------|----------|------------|----------|------------|
| | 政府借入金 | 出資金 | 県市借入金 | 民間等借入金 | |
| 資金計画 | 約 1,444 億円 | 約 995 億円 | 約 1,250 億円 | 約 801 億円 | 約 4,490 億円 |

※項目ごとに端数処理しているため、計において合わないことがあります。

② 各資金の内容及び借入（受入）状況

ア 政府借入金

当公社は、特措法第 20 条の規定により、国から有料道路整備資金貸付金を借り入れています（公社法第 28 条の規定による広島県及び広島市の債務保証を得ています。）。その償還期間は 20 年（うち据置 5 年）です。令和 6 事業年度末までの政府借入金借入総額は、133,287,000 千円で、このうち令和 6 事業年度末における借入残高は、30,341,677 千円です。

イ 出資金

当公社は公社法第 4 条の規定により、設立団体である広島県及び広島市から出資を受けています。令和 6 事業年度末までの出資金受入総額（基本財産の額）は、次のとおりです。なお、出資金は、すべての借入金の償還完了後、設立団体に返済することとされています。

| | |
|-------|---------------|
| 広 島 県 | 45,777,300 千円 |
| 広 島 市 | 45,777,300 千円 |
| 計 | 91,554,600 千円 |

ウ 県市借入金

当公社は、設立団体である広島県及び広島市が地方債として財務省から借り入れたものを、同日、同一条件で設立団体から証書借入れにより貸付けを受けます（特別転貸債）。その償還期間は 20 年（うち据置 5 年）です。令和 6 事業年度末までの県市借入金借入総額は、次のとおりです。

| | |
|-------|----------------|
| 広 島 県 | 58,553,700 千円 |
| 広 島 市 | 58,553,700 千円 |
| 計 | 117,107,400 千円 |

このうち令和 6 事業年度末における借入残高は、28,301,071 千円です。

エ 民間等借入金

当公社が市中銀行等から資金調達するもので、資金調達に当たっては広島県及び広島市が債務保証を行うこととなっています。令和 6 事業年度末までの民間等借入金借入総額は、317,750,000 千円で、その内訳は次のとおりです。ここには、建設事業資金として充当した資金（地方公共団体金融機構からの借入により調達した資金 10,009,000 千円、市中銀行からの借入により調達した資金の一部 53,576,000 千円及び道路債券の発行により調達した資金の一部 11,790,000 千円）を含んでいます。

| | |
|---------------|----------------|
| 地方公共団体金融機構借入金 | 10,009,000 千円 |
| 市中銀行等借入金 | 56,791,000 千円 |
| 道路債券 | 250,950,000 千円 |
| 計 | 317,750,000 千円 |

このうち令和 6 事業年度末における借入残高は、168,441,109 千円です。

オ 建設事業費の借換

当公社では、平成 19 事業年度から道路債券の発行による資金調達を実施しております。令和 6 事業年度末までの発行総額は 250,950,000 千円であり、このうち令和 6 事業年度末における借入残高は、165,950,000 千円です。

調達した資金は、建設事業資金の元金償還に充当しますが、上記発行総額のうち 11,790,000 千円については、建設事業資金の一部として充当しております。

また、市中銀行からも借換資金を調達しております。令和 6 事業年度末までの市中銀行からの借入総額 56,791,000 千円のうち 3,215,000 千円が借換資金となっており、このうち令和 6 事業年度末における借入残高は、1,800,000 千円です。

③ 本債券における設立団体の債務保証について

ア 設立団体による債務保証

公社法第 28 条の規定により、設立団体は、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」（昭和 21 年法律第 24 号）第 3 条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができるとされています。

なお、「地方道路公社法の施行について」（昭和 45 年建設省道政発第 101 号道路局長通達）記 6 により、

- (ア) 設立団体は、道路公社が債券を発行するときは、原則として債務保証契約をすること
- (イ) 道路公社が債務保証に係る債券を発行しようとするときは、あらかじめ、発行を必要とする理由、形式、発行の方法、発行総額、各債券の金額、引受先、利率、償還の方法及び期限、利息の支払の方法並びにその他必要な事項を設立団体に協議させることとされています。

イ 債務保証に関する議決等

本債券の債務保証に関しては、広島県及び広島市の一般会計予算の一部である債務負担行為として、債務保証の期間及び限度額が定められており、令和 7 年 3 月 17 日に広島県議会、同年 3 月 27 日に広島市議会の議決を経ています。

令和 7 年度広島県一般会計予算（令和 7 年 3 月 17 日可決）－抜粋－

第 2 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|-------------------------|---------------|
| 「地方道路公社法」第 28 条の規定による 広島高速道路公社に対する債務保証 | 令和 7 年度から 令和 27 年度まで | 18,028,000 千円 |

令和7年度広島市一般会計予算（令和7年3月27日可決）－抜粋－

第2表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------------|---------------------|--------------|
| 広島高速道路公社借入資金債務保証金 (令和6年度有料道路事業分) | 令和7年度から 令和27年度まで | 18,028,000千円 |

4 関係会社の状況

当公社には議決権を保有する子会社及び関連会社はありません。

5 職員の状況

| | 令和6事業年度 | 令和7事業年度 | 増 減 |
|-------|---------|---------|-----|
| 職 員 数 | 77名 | 76名 | 1名減 |

※1 上表は、各事業年度4月1日現在の正規職員の定員数（役員を除く。）を記載しています。

※2 令和7事業年度の職員数のうち設立団体からの派遣職員は39名です。

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(1) 収益の状況

令和6事業年度の収益は12,840百万円^{※1}となっています。そのうち道路料金収入（E T Cマイレージ還元負担金収入及びE T Cマイレージ引当金戻入を含む。）が12,394百万円と全体の96.5%を占めています。

(単位:百万円)

| 勘定科目 | 令和5 事業年度 | 令和6 事業年度 | 内 容 |
|-------------------|-------------|-------------|---|
| 経常収益 | 12,413 | 12,840 | ※1 |
| 業務収入 | 12,292 | 12,569 | |
| 道路料金収入 | 12,057 | 12,344 | 営業中の高速道路の通行料金収入 |
| E T Cマイレージ還元負担金収入 | 51 | 49 | 当公社付与のE T Cマイレージ還元額を使用して広島高速道路を通行した場合における料金収入 |
| E T Cマイレージ引当金戻入 | 1 | 1 | 当該事業年度において消滅したE T Cマイレージ還元額の所要見積額 |
| 業務雑収入 | 183 | 175 | 道路占用料、原因者負担金等の収入 |
| 業務外収益 | 121 | 271 | 受取利息、保険金収入等 |
| 合 計 | 12,413 | 12,840 | |

※1 受託業務に関する収入は、当該業務に係る支出と同額であるため除外しています。

※2 項目ごとに端数処理しているため、合計において合わないことがあります。

(2) 費用の状況

令和6事業年度の費用の主なものは、営業中の高速道路の維持補修や料金収受の委託等に要する事業資産管理費が8,026百万円、営業中の高速道路の管理等に従事する職員の人工費や有形固定資産の減価償却費などの一般管理費が361百万円、営業中道路の借入金等の利息などの業務外費用が924百万円です。

営業中の高速道路の収支差となる3,271百万円は償還準備金繰入に、道路建設に係る消費税還付金相当額の258百万円は償還準備積立金繰入に計上しています。

(単位:百万円)

| 勘定科目 | 令和5 事業年度 | 令和6 事業年度 | 内 容 |
|---------------|-------------|-------------|--------------------------------------|
| 経常費用 | 12,413 | 12,840 | |
| 事業資産管理費 | 6,564 | 8,026 | |
| 道路管理費 | 6,480 | 7,944 | 営業中の高速道路の維持補修、料金収受等の直接費用 |
| ETCマイレージ還元負担金 | 84 | 82 | 当公社付与のETCマイレージ還元額を使用した有料道路料金 |
| ETCマイレージ引当金繰入 | - | - | 当該事業年度において発生したETCマイレージ還元額の所要見積額 |
| 一般管理費 | 410 | 361 | |
| 一般管理費 | 300 | 257 | 営業中の高速道路の管理等に従事する職員の人工費等 |
| その他 | 110 | 104 | 有形固定資産の減価償却費等 |
| 償還準備金繰入 | 4,407 | 3,271 | 当事業年度において、営業中の高速道路の建設に要した借入金の返済にあてた額 |
| 償還準備積立金繰入 | 109 | 258 | 道路建設に係る消費税還付金相当額の当事業年度繰入額 |
| 業務外費用 | 923 | 924 | 借入金及び債券の支払利息等で営業中の高速道路に係るもの |
| 合 計 | 12,413 | 12,840 | |

※1 受託業務に関する支出は、当該業務に係る収入と同額であるため除外しています。

※2 項目ごとに端数処理しているため、合計において合わないことがあります。

(3) 収支状況

令和6事業年度の広島高速道路事業全体の収入は、対前年度比427百万円(3.4%)増の12,840百万円となりました。

また、営業中の高速道路に掛かった費用の合計は対前年度比1,414百万円(17.9%)増の9,311百万円となりました。

その結果、収支差は対前年度比987百万円(21.9%)減の3,529百万円となり、償還準備金繰入及び償還準備金積立金繰入に計上しました。

(単位:百万円)

| 収入 (うち料金収入) | 費用 (うち金利) | 収支差* | 経理処理 |
|--------------------|----------------|-------|-----------------------|
| 12,840 (12,394) | 9,311 (883) | 3,529 | 償還準備金繰入 償還準備金積立金繰入 |

*1受託業務に関する収入は、当該業務に係る支出と同額であるため除外しています。

*2収支差には償還準備積立金繰入を含みます。

(4) 資産の状況

令和6事業年度末の総資産額は422,057百万円となっています。このうち、営業中の道路投資額が304,279百万円、建設中の道路投資額が112,246百万円で、合計416,525百万円となっており、総資産額に対して、道路投資額が98.7%を占めています。

(単位:百万円)

| 勘定科目 | 令和5 事業年度末 | 令和6 事業年度末 | 内 容 |
|-----------|--------------|--------------|---------------------|
| 流動資産 | 8,188 | 4,537 | 現金・預金、未収金等 |
| 固定資産 | 411,103 | 417,075 | |
| 事業資産 | 304,279 | 304,279 | |
| 道路 | 304,279 | 304,279 | 営業中の高速道路 |
| 事業資産建設仮勘定 | 106,235 | 112,246 | |
| 道路建設仮勘定 | 106,235 | 112,246 | 建設中の高速道路 |
| 有形固定資産 | 583 | 545 | 建物、車両・運搬具等の減価償却後の価額 |
| その他 | 6 | 5 | ソフトウェア等の減価償却後の価額 |
| 繰延資産 | 462 | 445 | 債券発行費、借入金取扱諸費、調査費 |
| 資産合計 | 419,753 | 422,057 | |

*項目ごとに端数処理しているため、合計において合わないことがあります。

(5) 負債及び資本の状況

令和6事業年度末の負債及び資本の総額は422,057百万円となっています。主なものは、借入金のうち1年以内に償還が到来するものとして計上している1年内返済予定長期借入金が18,795百万円、長期借入金及び道路債券が208,289百万円、償還準備金等が98,966百万円、設立団体からの出資金（基本金）が91,555百万円です。

(単位:百万円)

| 勘定科目 | 令和5 事業年度末 | 令和6 事業年度末 | 内 容 |
|---------------|--------------|--------------|-----------------------------|
| 流動負債 | 22,480 | 22,883 | 1年内返済予定長期借入金、未払金等 |
| 固定負債 | 211,783 | 208,654 | |
| 広島高速道路債券 | 155,700 | 155,950 | 広島高速道路債券の発行残高 |
| 地方公共団体借入金 | 26,799 | 24,210 | 設立団体からの借入金の残高 |
| 政府借入金 | 28,238 | 25,953 | 国からの借入金の残高 |
| 地方公共団体金融機関借入金 | 691 | 375 | 地方公共団体金融機関からの借入金の残高 |
| 市中銀行等借入金 | — | 1,800 | 民間金融機関からの借入金の残高 |
| その他 | 355 | 365 | 退職給付引当金、ETCマイレージ引当金、資産見返補助金 |
| 特別法上の引当金等 | 95,437 | 98,966 | |
| 償還準備金 | 82,367 | 85,638 | 営業中の高速道路の建設に要した借入金返済額の累計額 |
| 償還準備積立金 | 13,070 | 13,328 | 道路建設期間中の消費税還付金相当額の累計額 |
| 資本 | 90,052 | 91,555 | |
| 基本金 | 90,052 | 91,555 | 設立団体からの出資金 |
| 負債・資本合計 | 419,753 | 422,057 | |

※項目ごとに端数処理しているため、合計において合わないことがあります。

(6) 営業中の道路の償還状況

令和6事業年度末の償還準備金等は98,966百万円となっていますので、営業中の道路資産304,279百万円の32.5%の償還を終えた計算となります。

(単位:百万円)

| | 道路資産 A | 償還準備金等 (償還済額) B | 要償還額 A-B | 償還率 (%) B/A×100 | 建設中道路投資額 (建設仮勘定) |
|---------|-----------|-----------------------|-------------|-----------------------|---------------------|
| 令和3事業年度 | 304,279 | 84,806 | 219,474 | 27.9 | 95,247 |
| 令和4事業年度 | 304,279 | 90,787 | 213,493 | 29.8 | 98,052 |
| 令和5事業年度 | 304,279 | 95,437 | 208,842 | 31.4 | 106,235 |
| 令和6事業年度 | 304,279 | 98,966 | 205,313 | 32.5 | 112,246 |

(7) 事業の実績

① 建設事業の実績

令和6事業年度の実績については、51ページ「第3 設備の状況 1 設備投資等の概要」をご覧ください。

② 管理業務の実績

ア 営業

令和6事業年度の広島高速道路の年間交通量は対前年度比2.1%増となり、料金収入は対前年度比2.3%増の12,393百万円となっています。

○ 通行台数

| 年間（千台） | 前年度比（%） | 日平均（台） | 前年度比（%） |
|--------|---------|--------|---------|
| 25,973 | 102.1 | 71,160 | 102.4 |

○ 料金収入

| 年間（百万円） | 前年度比（%） | 日平均（千円） | 前年度比（%） |
|---------|---------|---------|---------|
| 12,393 | 102.3 | 33,953 | 102.6 |

※料金収入にはETCマイレージ還元負担金収入及びETCマイレージ引当金戻入を含んでいます。

年度別通行台数及び料金収入状況（平成9事業年度～令和6事業年度）

| 事業年度 | 通行台数（台） | | | 料金収入（千円） | | |
|------|-------------|--------|--------|-------------|--------|--------|
| | 年度別合計 | 日平均 | 対前年度比 | 年度別合計 | 日平均 | 対前年度比 |
| H9 | 2,487,150 | 13,666 | — | 580,675 | 3,191 | — |
| H10 | 4,999,011 | 13,696 | 100.2% | 1,148,712 | 3,147 | 98.6% |
| H11 | 5,012,718 | 13,696 | 100.0% | 1,159,038 | 3,167 | 100.6% |
| H12 | 6,790,310 | 18,604 | 135.8% | 1,483,351 | 4,064 | 128.3% |
| H13 | 8,252,196 | 22,609 | 121.5% | 2,056,010 | 5,633 | 138.6% |
| H14 | 10,377,729 | 28,432 | 125.8% | 2,817,912 | 7,720 | 137.0% |
| H15 | 11,168,054 | 30,514 | 107.3% | 3,086,479 | 8,433 | 109.2% |
| H16 | 11,550,429 | 31,645 | 103.7% | 3,237,784 | 8,871 | 105.2% |
| H17 | 11,822,726 | 32,391 | 102.4% | 3,343,963 | 9,162 | 103.3% |
| H18 | 12,201,466 | 33,429 | 103.2% | 3,515,588 | 9,632 | 105.1% |
| H19 | 12,633,196 | 34,517 | 103.3% | 3,848,169 | 10,514 | 109.2% |
| H20 | 13,197,797 | 36,158 | 104.8% | 4,052,753 | 11,103 | 105.6% |
| H21 | 13,908,165 | 38,105 | 105.4% | 3,957,619 | 10,843 | 97.7% |
| H22 | 18,490,761 | 50,660 | 132.9% | 7,173,407 | 19,653 | 181.3% |
| H23 | 19,296,289 | 52,722 | 104.1% | 7,765,513 | 21,217 | 108.0% |
| H24 | 20,106,121 | 55,085 | 104.5% | 8,269,706 | 22,657 | 106.8% |
| H25 | 21,712,254 | 59,486 | 108.0% | 9,045,994 | 24,784 | 109.4% |
| H26 | 23,148,143 | 63,420 | 106.6% | 10,278,611 | 28,161 | 113.6% |
| H27 | 24,424,109 | 66,733 | 105.2% | 10,996,127 | 30,044 | 106.7% |
| H28 | 25,071,398 | 68,689 | 102.9% | 11,453,413 | 31,379 | 104.4% |
| H29 | 25,920,334 | 71,015 | 103.4% | 11,957,553 | 32,760 | 104.4% |
| H30 | 26,053,207 | 71,379 | 100.5% | 12,117,937 | 33,200 | 101.3% |
| R1 | 26,522,562 | 72,466 | 101.5% | 12,537,497 | 34,255 | 103.2% |
| R2 | 22,683,256 | 62,146 | 85.8% | 10,825,416 | 29,659 | 86.6% |
| R3 | 23,623,422 | 64,722 | 104.1% | 11,277,783 | 30,898 | 104.2% |
| R4 | 25,413,347 | 69,626 | 107.6% | 12,194,843 | 33,411 | 108.1% |
| R5 | 25,433,183 | 69,490 | 99.8% | 12,109,031 | 33,085 | 99.0% |
| R6 | 25,973,382 | 71,160 | 102.4% | 12,393,232 | 33,953 | 102.6% |
| 計 | 478,272,715 | — | — | 194,684,116 | — | — |

※1 平成9事業年度は、H9.10.1～H10.3.31間を集計しています。

※2 平成11事業年度、高速3号線供用開始 (H12.3.19)

※3 平成13事業年度、高速4号線供用開始 (H13.10.2)

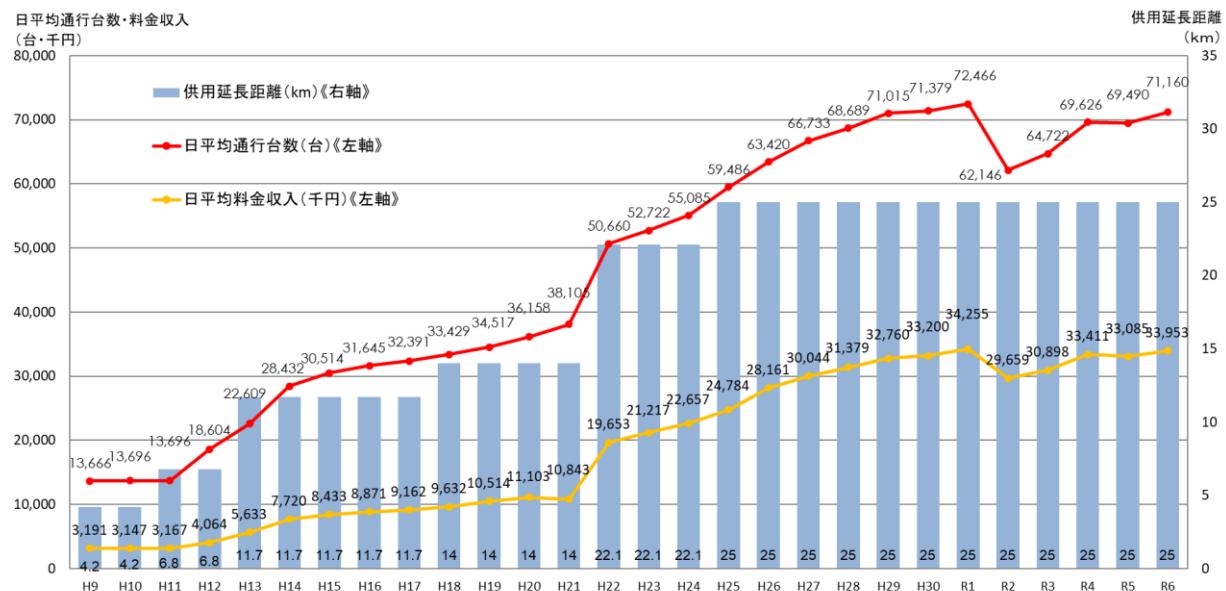
※4 平成18事業年度、高速1号線延伸区間（広島東～馬木間）供用開始 (H18.10.16)

※5 平成22事業年度、高速2号線及び高速3号線（宇品～吉島間）供用開始 (H22.4.26)

※6 平成25事業年度、高速3号線（吉島～観音間）供用開始 (H26.3.23)

※7 通行台数、料金収入の対前年度比は、日平均ベースで比較した場合の数値です。

年度別日平均通行台数及び料金収入状況（グラフ）



イ 管理

お客様が常に安全かつ円滑に広島高速道路をご利用いただけるよう、24時間体制でカメラ監視や道路パトロールを行い道路の異常発見に努めています。

事故・災害等で異常が発見された場合は、一時的な通行制限等を行い現場の安全を確保するとともに、警察・消防等の関係機関と連携して速やかな救援・現場復旧措置を実施しています。

ウ 保全

高速道路及び付属施設の補修・監視・点検・清掃を日常的に行うほか、事故・災害などの非常時に迅速に対処するための応急対策業務及び冬季の積雪、路面凍結に対処するための雪氷対策業務などを実施しています。

③ 受託事業の実績

令和6事業年度の受託事業の実績は、以下のとおりです。

- ・広島県から受託の広島高速2号線関連事業 128,084千円

2 対処すべき課題

■公社改革の方向性について

当公社では、令和2年12月23日に「公社改革の方向性」を公表し、この「公社改革の方向性」に基づいて日々の業務に向き合い、成果を確認しながら今後の展開を見直してきました。

そして、4年間取り組んだ公社改革を継続しさらに加速させるため、「公社改革の第2ステージ」に取り組んでいくこととしました。「将来を見据えた組織づくり」に重点を置き、自立した組織運営を目指します。また、生産性の向上や事業活動の安定性を高めるなど、「中期経営計画」や「広島高速DXプラン」とも連携させ、着実に推進してまいります。

1 公社改革の第2ステージの取組

| 取組内容 | | 取組方針 |
|------|--------------|---|
| ① | 人材育成、人材力の強化 | 職員の技術力向上・人材育成 |
| ② | プロパー職員の登用と採用 | より主体的な組織運営に向けたプロパー職員の登用と採用の加速 継続的な採用活動と公社の知名度向上につなげる取組 |
| ③ | 経営基盤の強化 | DXの推進による組織の生産性向上 |
| ④ | リスクマネジメントの推進 | リスクマネジメントプロセスの確立 |

2 これまでの取組の成果

(令和7年4月時点)

| 方向性 | 重点項目 | 具体的な取組 | 取組の成果 |
|-----------------------|-----------------|---------------------|--|
| 1 公社ガバナンスの強化 | ■意思決定の的確化・円滑化 | (1) 経営会議の設置 | ○意思決定に係るプロセスが適確化・円滑化 ○会議等の統合・再編は完了 |
| | | (2) 部会の設置 | |
| | | (3) 会議等の統合・再編 | |
| | | (4) 公社内規程の見直し | ○各規程・細則等の整合作業を実施、根拠規定の明確化 |
| 2 将来を見据えた組織づくり | ■組織体制の強化 | (1) 監査を行う組織の設置 | ○監査室による会計監査及び業務監査が定例化 |
| | | (2) 行動指針の見直し | ○日々の業務に対し、全職員が行動指針を意識する取組みが定着 |
| | | (2)-2 リスクマネジメントの推進 | ○公社の実態に即したリスクマネジメントの仕組み作りを開始 |
| | | (3) ネットワーク機能拡充体制の整備 | ○企画調査部長を専任化 |
| | ■人材育成の強化 | (1) 研修の実施 | ○職位毎に求められる能力等に応じた研修体系を再構築 |
| | | (2) 派遣研修の実施 | ○他の都市高速道路公社と合同研修を実施 |
| | ■プロパー職員の登用、採用 | (1) 管理・監督職への登用 | ○令和2事業年度以降、課長2名、係長8名を登用 ○令和3事業年度以降、新規職員14名を採用 |
| | | (2) 計画的な採用 | |
| 3 職員が幸せを感じる職場環境の整備 | ■ICTを活用した職場環境整備 | (1) ICT基本計画の策定 | ○「ICT基本計画」に掲げた機器・ソフトの導入、情報セキュリティの強化 |
| | | (2) 事務システムの導入 | ○事務システム、労務管理ソフトの導入による業務の効率化 |
| | | (3) リモート環境の整備 | ○働き方の多様化、リモート会議による業務の効率化 |
| | | (4) 会議のペーパーレス化 | ○会議資料の準備時間や消耗品経費の削減 |

■中期経営計画（2025年度-2028年度）

経営ビジョンで掲げる経営理念及び経営コンセプトの実現に向け、中期経営計画（2025-2028）を策定しました。

本計画の策定に当たり、前計画（2021-2024）の振り返りに加え、外部環境の変化や現状の課題を踏まえた上で、目指す姿（2035年）を設定しました。

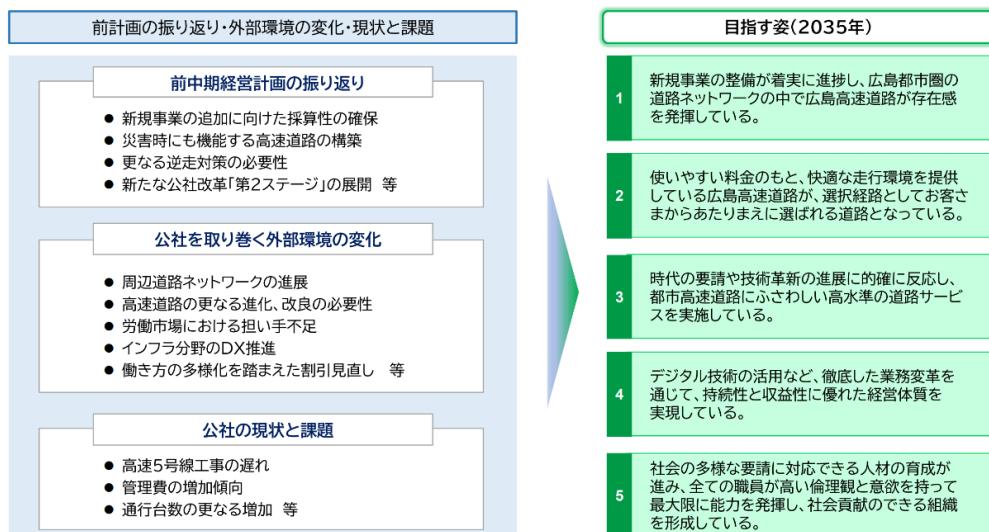
その実現に向け、今後4年間の方向性として基本方針を定め、これに基づく具体的な施策を推進していきます。

《中期経営計画の抜粋》

目指す姿（2035年）の考え方



目指す姿（2035年）は、前計画の目指す姿からの継続性を前提に、前中期経営計画の振り返り、公社を取り巻く外部環境の変化及び公社の現状と課題を踏まえ、次のとおり設定します。



中期経営計画（2025-2028）の施策体系



| 基本方針 | 主要施策 | 取組項目（具体的な取組内容） | 広島高速DXマップにより取組を推進 |
|-------------------------------|---------------------|--|-------------------|
| 計画的な建設事業の展開 | 広島高速5号線事業の推進 | ■ 高速5号線本線の供用 ■ 高速2号線・5号線連絡路工事の完成 ■ 高速5号線事業に係る建設DXの推進 DX | |
| | ネットワーク機能の拡充・強化 | ■ 高速2号線の4車線化及び東雲南向きランプの整備 ■ 高速3号線の4車線化 ■ 高速4号線の延伸 ■ 計画検討路線に係る検討 | |
| 技術の進展に応じた、安全・安心で質の高い道路サービスの提供 | 安全・安心な走行環境の提供 | ■ 橋梁の老朽化対策 ■ 災害予防（緊急輸送道路の機能維持） DX ■ 事故発生リスクの低減 ■ 逆走・誤進の対策の実施 ■ 交通規制の低減 ■ 保全情報管理システムの効果的な活用 DX | |
| | 新技術を活用した高度な道路管理 | ■ 道路状況に係る新技術の導入 DX ■ 逆走検知システムの導入検討 DX ■ 雪氷対策の高度化（新技術を活用した解析） DX ■ AIを活用した交通事故等の事案認知 DX | |
| | 情報提供の高度化 | ■ JARTICとのデータ連携 DX ■ デジタルツール等を利用したお客様対応 DX | |
| | シームレスなインフラマネジメントの推進 | ■ 建設段階における3次元モデルの作成・活用と保全部門への展開 DX | |
| 持続可能な経営の実現・収益体質の変革 | ライフサイクルコストを意識した維持管理 | ■ 橋梁の老朽化対策（長寿命化）※再掲 ■ 保全情報管理システムの効果的な活用 DX ※再掲 ■ 雪氷対策の高度化（過剰融雪の回避） DX ※再掲 ■ 電気通信機械設備の計画的な更新 ■ 道路照明・トンネル照明のLED化 | |
| | 組織の生産性向上 | ■ 管制システム統合等による業務効率化 DX ■ 電子決裁の導入、情報セキュリティの高度化・効率化 DX ■ 保全情報管理システムの効果的な活用 DX ※再掲 ■ 雪氷対策の高度化 DX ※再掲 ■ デジタルツール等を利用したお客様対応 DX ※再掲 | |
| | 利用しやすい料金サービスの提供 | ■ 料金体系の検討 ■ 利用しやすい料金の実現に向けた割引制度の検討 ■ 企画割引等の実施による利用促進 ■ ETC専用化による料金所のキャッシュレス化 DX | |
| | 人材力の強化 | ■ プロバーチャル職員の登用と採用の加速 ■ 職員の技術力の向上・人材育成 ■ 繙続的な採用活動と公社の知名度向上につなげる取組 | |
| 設立30周年に向けた積極的なPR | 広島高速道路事業の見える化 | ■ 3次元モデルを活用した事業PRや現場見学会等の実施（高速5号線等建設事業及び老朽化対策等保全事業のPR） DX | |
| | 広島高速道路の認知度向上 | ■ 広報・イベント等の実施による利用促進 DX ■ 繙続的な採用活動と公社の知名度向上につなげる取組 DX | |

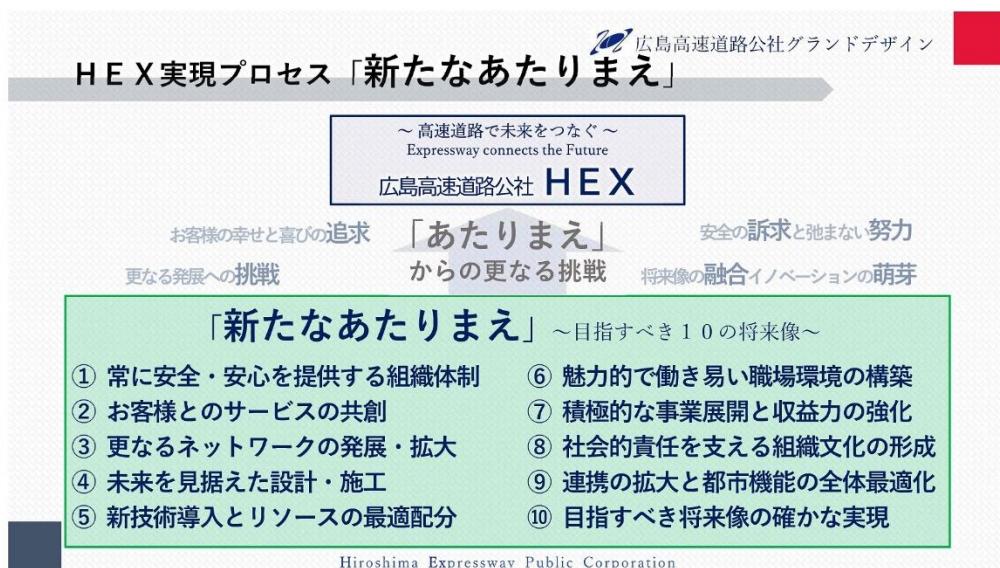
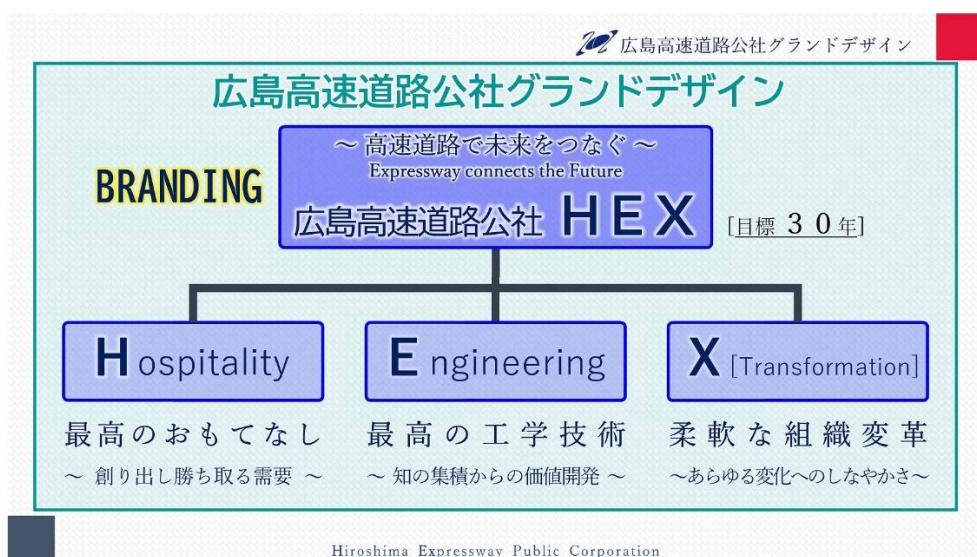
DXの推進（全ての施策の効果向上に資する構造的な方針）

■広島高速道路公社グランドデザイン

近年の社会を取り巻く環境は、人口構造の変化、老朽化インフラの増加、技術革新の進展、激甚化・頻発化する自然災害など、急激に変化しており、社会全体に迅速かつ柔軟な対応が求められています。

このような変化の時代や不確かな未来においても、全ての職員が設立目的などの使命を忘れず、あらゆる社会環境の変化にも適切に対応し着実に事業を継続して、お客様をはじめとした全ての関係者の皆様から信頼を得ていけるよう、目指すべき将来像を描いた「広島高速道路公社グランドデザイン」を策定しました。

《グランドデザインの抜粋》



■広島高速DXプラン

経営理念「道路サービスの持続的かつ効率的な提供」の実現に向け、グランドデザインで示す長期的な方向性を踏まえ、中期経営計画と連携し、データとデジタル技術の活用・高度化による具体的な施策・取組を定めた「広島高速DXプラン」を策定しました。

本プランでは、広島高速道路のDX推進における理念を掲げ、課題の解決に向けて、交通、建設、保全、経営の4つの分野にわたり策定した方針を基づき施策を推進していきます。

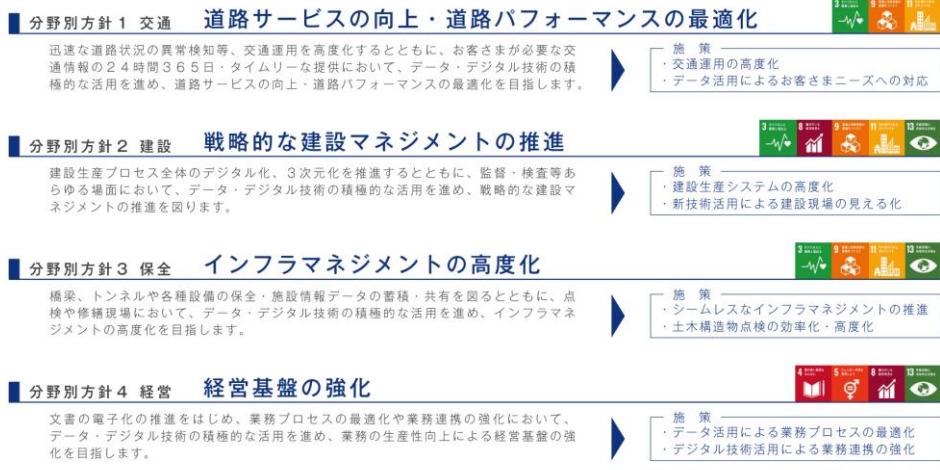
《DXプランの抜粋》



本プランの目的である、経営理念「道路サービスの持続的かつ効率的な提供」の実現に向け、広島高速道路のDX推進における理念を掲げ、職員一丸となって取り組みます。



DX推進における理念を踏まえ、前章で整理した課題の解決に向け、交通、建設、保全、経営の4つの分野において方針を設定します。4つの分野別方針を基に、8つの施策を掲げ、社内横断的に推進します。



「公社改革の方向性」「中期経営計画」「グランドデザイン」「DXプラン」の内容の詳細につきましては、当公社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.h-exp.or.jp/>

3 事業等のリスク

本債券への投資に関し、当公社の事業活動を理解するために重要と考えられる事項及び投資リスクに関する事項等、投資判断に重要な影響を及ぼすと当公社が考える事項を記載しています。

以下においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本債券内容説明書作成日現在において判断したものです。

(1) 当公社の業績の変動要因について

当公社の業績は、一般的な外部経済要因により影響を受けますが、コスト縮減や利用促進等により収益性の向上を図り、より一層効率的な経営を実現することで社会情勢の変化に対応していくことをとしています。

(2) 事業に係る法律事項等について

当公社は、公社法に基づき設立された機関であり、当公社の事業運営に際しましては、公社法に基づく認可、承認等の定めに従う必要があるほか、設立団体の監督等を受けることとされています。詳細は、本説明書の18~20ページをご参照ください。

(3) 自然災害について

① 自然災害への対策

地震、台風、大雪等の自然災害に備え、防災マニュアルの整備や防災訓練の実施等防災体制の強化、迅速な応急復旧等を目的とした関係機関との協定締結、災害対策設備として自家発電設備、関係機関との防災通信設備等の整備を進めています。

また、阪神淡路大震災より以前に建設されたものに対しては、同規模の地震に対しても橋梁が倒壊しないよう橋脚の耐震補強工事を完了しており、さらに、橋桁の落橋防止工事を平成20事業年度内に完了しました（当該大震災以降に建設された構造物については、これらの地震対策を施した設計になっています。）。

しかしながら、当公社の想定以上の自然災害が発生した場合には、当公社が管理する道路資産の滅失、劣化又は毀損による支出の増加等の被害を受ける可能性があります。また、災害復旧までの通行止めによる減収等により、当公社の事業計画等に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

このような大規模災害等が発生した場合でも、可能な限り被害を抑制し、業務の継続又は早期復旧を図れるよう、平成26年10月に『業務継続計画（初版）』を策定しました。

この計画では、東日本大震災以降、広島県及び広島市で見直しが行われた地震災害等による被害予測の結果を踏まえ、当公社事業のリスク分析（R A）、事業影響分析（B I A）を行うとともに、

- ・ 人命救助を第一義とし安全確保及び二次災害防止措置に全力を尽くす
- ・ 災害時の緊急輸送道路機能の確保、災害救助・復旧に全力を尽くす
- ・ 地域の暮らしと経済の復旧のため事業の早期再開に全力を尽くす

を大規模災害等への対応の基本方針として、初動から復旧までの目標値設定・対応項目の整理、緊急時の組織体制、緊急物資の備蓄や調達方法等を定めています。

(4) 道路資産の長期維持管理、大規模維持修繕計画の策定について

道路資産は、予防保全を主体とした維持管理を行っていくこととしており、道路構造物の損傷を早期発見し、計画的に修繕を行うことにより老朽化を防止することを目的として、5年ごとに定期点検を実施しています。また、当公社が管理する対象施設の維持管理を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を示す計画として、「広島高速道路公社インフラ長寿命化計画（行動計画）」を

和3年度～令和7年度」（以下「行動計画」といいます。）を令和4年3月に策定しました。行動計画では、道路構造物のきめ細やかな点検、適切な補修・補強、長期的な安全性を確保するための大規模な修繕等、維持管理の高度化、効率化等の安全・安心を追求する取組を取りまとめ、将来にわたって広島高速道路の機能を発揮するとともに、維持管理の高度化・効率化によるメンテナンスサイクルの継続的な発展につなげることを目的としています。

（5）高速5号線シールドトンネル工事について

広島高速5号線シールドトンネル工事に係る請負代金等について、受注者である大林・大成・広成建設工事共同企業体（以下「大林JV」）から訴えが提起され、東京地方裁判所から公社〔代理人弁護士〕に訴状の送達がありました。

ア 経緯

本工事につきましては、現契約の工期末を迎える令和4年7月11日に大林JVから公社に対して、建設工事紛争審査会に申し出る意向が示されました。

その後、令和4年12月に中央建設工事紛争審査会に調停申請が行われ、1年を超える建設工事紛争審査会の審理を経て、調停は打切り（令和6年3月27日）となっております。

イ 今後の対応について

公社としては、これまで一貫して契約の基本である契約約款及び特記仕様書に基づき適正に対応しております、こうした姿勢は変わるものではありません。

今後につきましても、引き続き、契約約款及び特記仕様書に則った法的解釈と明確な根拠書類に基づく判断など、公正性と透明性を貫く主張を行ってまいります。

ウ 工事概要

工事名：広島高速5号線シールドトンネル掘削他工事

受注者：大林・大成・広成建設工事共同企業体

工期：平成29年3月31日～令和4年7月12日

金額：202億3,654万8,980円

工事状況：令和7年4月30日にシールドマシンによるトンネル掘削が完了

4 経営上の重要な契約等

該当する事項はありません。

5 研究開発活動

当公社では、都市高速道路の建設、維持管理等のコストの縮減、品質の向上及び安全で快適な走行を確保するために、新技術、新工法の活用に積極的に取り組んでいます。また、産官学の連携による研究開発活動等への参加やVIEによる民間技術の活用に取り組んでいます。

なお、これらの研究開発活動に係る費用は、貸借対照表の「道路」、「道路建設仮勘定」及び損益計算書の「道路管理費」等に含まれています。

6 財政状態及び経営成績の分析

(1) 経営成績の変動について

令和6事業年度における損益の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

| | 令和5事業年度 | 令和6事業年度 | 前事業年度比 |
|--------|---------|---------|--------|
| 引当金等繰入 | 4,516 | 3,529 | 21.9%減 |

令和6事業年度の引当金等繰入は、前事業年度に比べ約987百万円(21.9%)減少し、3,529百万円となりました。これは、経年劣化の著しい1号線3橋の床板取替工事やETC中央システム更新工事等の大規模事業を実施したことにより、道路修繕費が増加したことによるものです。

その他の項目の詳細については、本説明書の36ページ「1 業績等の概要」をご参照ください。

(2) 経理の特徴について

当公社では、その財源状態や経営成績を明らかにするため、真実性の原則や正規の簿記の原則など企業会計原則に準じた会計処理を行っています。

会計処理の特徴としては、企業会計上一般に採用されている減価償却費等を計上する方式ではなく、償還準備金積立方式を採用していることが挙げられます。

① 債還準備金積立方式について

建設に要した借入金等を、あらかじめ決められた料金徴収期間内に着実に返済するとした償還主義の原則を重視し、当公社の貸借対照表や損益計算書では、借入金等の返済状況が一目で分るように「償還準備金積立方式」を採用しています。

当公社では、料金収入など営業中の道路から生じる収入から管理費や金利などの費用を差し引いた額を借入金等の返済に充てており、その累計額を償還準備金として表示しています。

償還準備金は、民間企業であれば、その発生経緯(収支差益)から利益剰余金として資本の部に計上されます。しかし、有料道路事業では、借入金等の返済後に道路を無償で地方公共団体に引き渡すこととなることから、償還準備金を負債の部の特別法上の引当金等に計上しています。

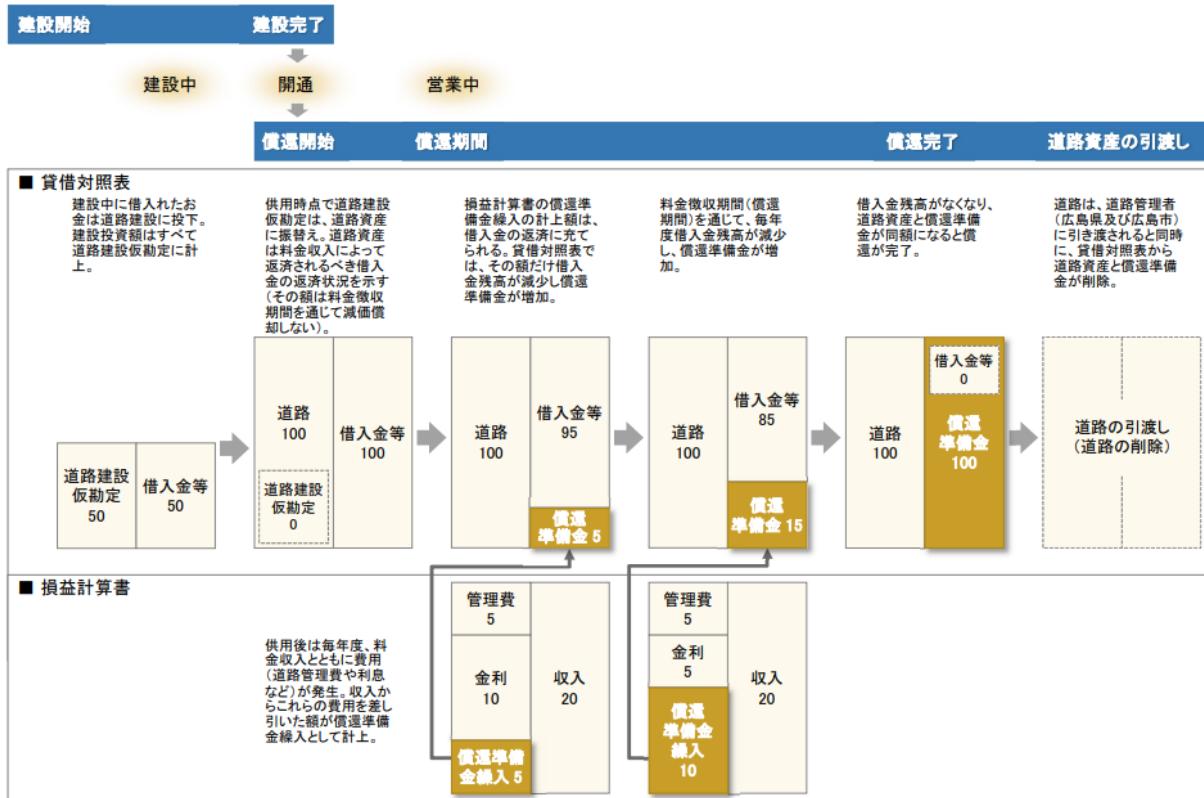
② 広島高速道路の減価償却について

民間企業は、土地等を除く有形固定資産について減価償却を行うのに対し、当公社の道路資産は減価償却を行わず、建設投資額(建設に要した借入金等の総額)で表示します。

これは、有料道路事業が、営利を目的としておらず、当公社は一般の事業会社のように、利益を株主に配当したり、法人税を課せられたりすることがないため、適正な配当利益や課税所得を算出する必要がないとの理由によるものです。

償還主義の原則に立てば、当公社ではその経営状態を把握する上で、借入金等の返済状況を示すことが極めて重要であると考えています。道路資産の減価償却を行わないことによって、貸借対照表中で建設投資額と償還準備金が対比される結果、借入金等の返済状況を示すこととなります。

[参考] 貸借対照表と損益計算書にみる償還準備金積立方式の仕組み



第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

令和6事業年度の建設事業における投資の概要は、以下のとおりです。

なお、下記事業以外については、記載すべき重要な事項はありません。

高速道路建設事業

広島高速5号線（温品JCT～二葉の里間約4.0km）

広島高速5号線について、シールドトンネルの掘削及び中山地区の工事等を実施しました。

〔参考〕高速道路建設事業の実施状況

(単位：百万円)

| 全体事業費 | 左の内訳 | | | 令和6事業年度末の進捗率 |
|---------|-----------|---------|-----------|--------------|
| | 令和5事業年度以前 | 令和6事業年度 | 令和7事業年度以降 | |
| 448,976 | 411,314 | 6,010 | 31,652 | 93.0% |

2 主要な設備の状況（事業資産）

営業中の高速道路

(単位:km、百万円)

| 路線名 | 区間 | 供用延長 | 建設費 |
|---------|-----------------------------|------|---------|
| 広島高速1号線 | 広島市東区福田町～ 広島市東区温品二丁目 | 6.5 | 69,821 |
| 広島高速2号線 | 広島市東区温品町～ 広島市南区仁保沖町 | 5.9 | 101,087 |
| 広島高速3号線 | 広島市南区仁保沖町～ 広島市西区觀音新町四丁目 | 7.7 | 95,325 |
| 広島高速4号線 | 広島市西区中広町一丁目～ 広島市安佐南区大塚東町 | 4.9 | 38,046 |
| 計 | | 25.0 | 304,279 |

3 設備の新設、除却等の計画

広島高速道路事業の令和7事業年度建設事業計画は以下のとおりです。

(1) 高速道路建設事業

広島高速5号線(温品JCT～二葉の里間約4.0km)

トンネル工事等を実施します。

(2) 令和7事業年度建設事業予算

(単位：百万円)

| 区分 | 収 入 | | 支 出 | |
|------|---------|-------|--------------|-------|
| 建設事業 | 出資金 | 1,775 | 業務費（高速道路建設費） | 6,053 |
| | 無利子貸付金 | 2,485 | 一般管理費 | 615 |
| | 特別転貸債 | 1,775 | 業務外支出 | 432 |
| | 市中銀行借入金 | 1,065 | — | — |
| | 計 | 7,100 | 計 | 7,100 |

[参考] 令和7事業年度予算（建設事業以外）

(単位：百万円)

| | | | | |
|------|-----------|--------|-------|--------|
| 管理事業 | 高速道路料金収入 | 11,292 | 維持改良費 | 1,515 |
| | 広島高速道路債券等 | 13,800 | 業務管理費 | 3,718 |
| | その他 | 390 | 一般管理費 | 378 |
| | — | — | 業務外支出 | 19,866 |
| | — | — | 予備費 | 5 |
| | 計 | 25,482 | 計 | 25,482 |
| 受託事業 | 受託業務収入 | 432 | 受託工事費 | 432 |
| 合 計 | | 25,914 | 合 計 | 25,914 |

第4 法人の状況

1 基本金の推移

| | (単位:百万円) | | | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 令和2 事業年度 | 令和3 事業年度 | 令和4 事業年度 | 令和5 事業年度 | 令和6 事業年度 |
| 広島県出資金 | 599 | 337 | 351 | 1,023 | 751 |
| 広島市出資金 | 599 | 337 | 351 | 1,023 | 751 |
| 当期受入額 | 1,198 | 675 | 703 | 2,047 | 1,503 |
| 期末残高 | 86,627 | 87,302 | 88,005 | 90,052 | 91,555 |

※1 当公社は、公社法第4条の規定により、設立団体である広島県及び広島市から出資を受けています。（出資金受入総額＝基本金の額）

※2 この出資金は、借入金の償還完了後に、設立団体に返済することになります。

2 役員の状況

(1) 役員の定数及び任期

役員の定数及び任期については、公社法第5条により、役員の定数、任期その他役員に関する事項は、定款をもって規定しなければならないこととされています。

また、公社法第11条により、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く（ただし、定款で副理事長を置かないことができる。）こととされ、その任期は、公社法第14条により、4年を超えることができず、再任されることができる旨定められています。

当公社においては、定款第6条及び第9条で、役員の定数及び任期について次のとおり定めています。

| 役職 | 定数 | 任期 |
|------|------|-----------------------------------|
| 理事長 | 1名 | 4年（再任されることができる。） ＊補欠は、前任者の残任期間 |
| 副理事長 | 1名 | |
| 理事 | 4名以内 | |
| 監事 | 3名以内 | |

(2) 役員の任命

公社法第13条により、役員のうち、理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされ、副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

(3) 役員の状況

令和7年4月1日現在

| 役職 | 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|-------------|---------------------------------------|--|
| 理事長 | とも みち やす ひと 友道康仁 (昭和35年11月19日) | 昭和63年 4月 広島県入庁 令和2年 4月 広島県土地開発公社副理事長 令和2年 7月 当公社理事(総括) 令和6年 7月 当公社理事長 |
| 副理事長 | き むら りょう いち 木村良一 (昭和39年2月1日) | 昭和62年 4月 広島市入庁 令和3年 4月 広島市都市整備局次長 令和5年 4月 当公社副理事長 |
| 理事 | あ ん べ まなぶ 安部学 (昭和44年2月22日) | 平成4年 4月 中国地方整備局入庁 令和6年 4月 中国地方整備局道路部地域道路課長 令和7年 4月 当公社理事 |
| 理事 (非常勤) | の ぞ はら えつ こ 野曾原悦子 (昭和33年10月24日) | 昭和62年 4月 弁護士登録 令和2年 7月 当公社理事 |
| 監事 (非常勤) | はま だ よし ひろ 濱田芳弘 (昭和28年3月30日) | 昭和56年 3月 公認会計士登録 令和2年 7月 当公社監事 |
| 監事 (非常勤) | あ だち たい き 足立太輝 (昭和43年2月15日) | 平成2年 4月 広島県入庁 令和3年 4月 広島県総務局財政課長 令和4年 4月 広島県会計管理者(兼)会計管理部長 (当公社監事) |
| 監事 (非常勤) | ふじ おか こう いち 藤岡康一 (昭和43年12月8日) | 平成3年 4月 広島市入庁 令和5年 4月 広島市企画総務局行政経営部長 令和7年 4月 広島市会計管理者 (当公社監事) |

3 コーポレート・ガバナンスの状況

当公社のガバナンス体制は、大きく、(1)法令に基づくもの、(2)広島高速道路公社運営会議、(3)内部管理から構成されています。

(1) 法令に基づくもの

公社法に基づく主な認可、承認等については、本説明書の18~20ページをご参照ください。

(2) 広島高速道路公社運営会議

広島高速道路公社運営会議は、広島県知事、広島市長、国土交通省中国地方整備局長、広島商工会議所会頭及び当公社理事長をもって組織され、当公社の運営に関する重要事項を協議し、事業の適正かつ能率的な推進を図るため、例年、年1回開催しています。

(3) 内部管理

理事会は、理事長、副理事長、理事をもって構成され、毎事業年度の予算、決算等、当公社の業務運営上重要な事項について審議することとされています。

監事は、当公社の業務を監査し、理事会に出席し意見を述べること、また財務諸表及び決算報告書に関する意見を述べることとされています。

第5 財務の状況

1 財務諸表の作成方法

当公社の財務諸表は、公社法、公社法施行規則、定款及び会計規程に基づき作成されています。

2 財務諸表の提出

当公社は、公社法第26条の規定により、毎事業年度の決算完結後2か月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、設立団体の長に提出しなければならないこととされています。

また、その提出に当たっては、国土交通省令で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けることとされています。

なお、当公社の財務諸表には、金融商品取引法第193条の2第1項の規定の適用がないため、係る規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けていません。

3 財務諸表等

次ページ以降に、令和6事業年度、令和5事業年度の順で掲載しています。

(1) 令和6事業年度

- ① 監事の意見書
- ② 財務諸表

(2) 令和5事業年度

- ① 監事の意見書
- ② 財務諸表

(1) 令和 6 事業年度

① 監事の意見書

令和 6 事業年度広島高速道路公社財務諸表及び決算報告書に関する意見書

広島高速道路公社定款第 20 条第 1 項に基づき、令和 6 事業年度広島高速道路公社財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書について、関係帳簿その他証拠書類と照合審査の結果、適正なものと認めます。

令和 7 年 5 月 22 日

広 島 高 速 道 路 公 社
理 事 長 友 道 康 仁 様

広島高速道路公社 監事 濱 田 芳 弘

広島高速道路公社 監事 足 立 太 輝

広島高速道路公社 監事 藤 岡 康 一



② 財務諸表

令和6事業年度 広島高速道路公社財産目録

令和7年3月31日現在

| 区分 | 資産の部 内訳 摘要 | 金額 | 令和7年3月31日現在 |
|------------------------------------|--|---|------------------------------------|
| | | | 金額 |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | | |
| 未収金 | 現金（料金所等） 普通預金（広島銀行県庁支店） | 4,885,140 2,055,916,461 | 4,536,632,869 2,060,801,601 |
| 原材料・貯蔵品 | 道路料金収入 未収還付消費税等 その他の未収金 | 1,396,819,424 275,026,300 617,753,344 | 2,289,599,068 |
| ETC路側機器及びETC路側設備予備部品 ETC発進制御阻止棒 | | 184,316,000 1,916,200 | 186,232,200 |
| 固定資産 | | | |
| 事業資産 | | | |
| 道路 | 広島高速1号線東区福田町～東区温品二丁目 広島高速2号線東区温品町～南区仁保沖町 広島高速3号線南区仁保沖町～西区觀音新町四丁目 広島高速4号線西区中広町一丁目～安佐南区大塚東町 | 69,821,368,396 101,087,327,590 95,325,026,661 38,045,765,683 | 417,075,213,644 304,279,488,330 |
| 事業資産建設仮勘定 | | | |
| 道路建設仮勘定 | 広島高速5号線 | 112,245,990,502 | 112,245,990,502 |

| 区分 | 資産の部 内訳 摘要 | 金額 | 令和7年3月31日現在 |
|----------|----------------------|----------------------------|---------------------------|
| | | | 金額 |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | | | |
| 工具・器具・備品 | 事務所建物6棟 その他の建物12棟 | 391,894,685 150,610,125 | 542,504,810 |
| | 備品等54件 | 2,583,522 | |
| 無形固定資産 | | | |
| 電話加入権 | 電話加入権46件 | 4,646,480 | 4,646,480 |
| 継延資産 | | | |
| 債券発行費 | 広島高速道路債券に係る発行手数料 | 426,966,142 | 445,348,492 |
| 調査費 | 高速道路建設に係る調査費 | 18,382,350 | 426,966,142 18,382,350 |
| 資産の部合計 | | | 422,057,195,005 |

| 区分 | 負債の部 | | 金額 |
|--------------|--------------------|-------------------|----------------|
| | 内訳 | 摘要 | |
| 流動負債 | | | 円 |
| 1年内返済予定長期借入金 | | | 22,882,578,770 |
| | 1年内返済予定 | 広島高速道路債券 債還額 | 18,795,037,832 |
| | 1年内返済予定 | 広島県借入金(特別転貸債) 債還額 | |
| | 1年内返済予定 | 広島市借入金(特別転貸債) 債還額 | 2,042,187,347 |
| | 1年内返済予定 | 地方公共団体金融機関借入金 債還額 | 2,048,554,537 |
| | 1年内返済予定 | 政府借入金 債還額 | 316,090,232 |
| | | | 4,388,205,716 |
| 未払金 | | | 3,876,993,073 |
| | 未払金(未払消費税等以外) | | |
| | 業務費 | 1,957,154,485 | |
| | 維持改良費 | 1,578,850,694 | |
| | 業務管理費 | 246,550,375 | |
| | 一般管理費 | 19,184,397 | |
| | その他 | 29,948,422 | |
| 未払費用 | 未払金(未払消費税等) | | 45,304,700 |
| 預り金 | 借入金に係る当期中の未払利息等 | | 157,541,663 |
| 前受収益 | 源泉徴収所得税・住民税、受入保証金等 | | 10,136,701 |
| 賞与引当金 | 事業用地目的外使用料 | | 592,060 |
| | 役職員に係る賞与引当金 | | 42,277,441 |

| 区分 | 負債の部 | | 金額 |
|--------------------|-----------------------------|----|-----------------|
| | 内訳 | 摘要 | |
| 固定負債 | | | |
| 広島高速道路債券 | 広島高速道路債券 | | 208,653,777,875 |
| 地方公共団体借入金 | 広島県借入金(特別転貸債) | | 155,950,000,000 |
| | 広島市借入金(特別転貸債) | | 24,210,329,511 |
| 地方公共団体金融機関借入金 | 地方公共団体金融機関借入金 | | 375,018,673 |
| 政府借入金 | 政府借入金(有料道路整備等資金貸付金) | | 24,815,471,376 |
| | 政府借入金(道路事業資金収益回収特別貸付金) | | 1,138,000,000 |
| 市中銀行等借入金 | 市中銀行等借入金 | | 1,800,000,000 |
| 退職給付引当金 | 役職員の退職手当引当金 | | 272,361,806 |
| E T Cマイレージ引当金 | E T Cマイレージ引当金 | | 27,929,260 |
| 資産見返補助金 | 政府補助金 地方道路公社有料道路災害復旧事業費補助金 | | 64,308,156 |
| 長期受入保証金 | 長期受入保証金 | | 359,093 |
| 特別法上の引当金等 償還準備金 | 広島高速1・2・3・4号線に係る償還準備金(収支差益) | | 98,966,238,360 |
| 償還準備積立金 | 消費税還付金 | | 85,637,824,336 |
| | | | 13,328,414,024 |
| | 負債の部合計 | | 330,502,595,005 |
| | 正味財産 | | 91,554,600,000 |

令和6事業年度 広島高速道路公社貸借対照表

| 資産の部 | | 負債及び資本の部 | |
|-----------|-----------------|---------------|-----------------|
| 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 |
| 流动資産 | 4,536,632,869 | 流动負債 | 22,882,578,770 |
| 現金・預金 | 2,060,801,601 | 1年内返済予定長期借入金 | 18,795,037,832 |
| 未収金 | 2,289,599,068 | 未払金 | 3,876,993,073 |
| 原材料・貯蔵品 | 186,232,200 | 未払費用 | 157,541,663 |
| 固定資産 | 417,075,213,644 | 預り金 | 10,136,701 |
| 事業資産 | 304,279,488,330 | 前受収益 | 592,060 |
| 道路 | 304,279,488,330 | 賞与引当金 | 42,277,441 |
| 事業資産建設仮勘定 | 112,245,990,502 | 固定負債 | 208,653,777,875 |
| 道路建設仮勘定 | 112,245,990,502 | 広島高速道路債券 | 155,950,000,000 |
| 有形固定資産 | 545,088,332 | 地方公共団体借入金 | 24,210,329,511 |
| 建物 | 542,504,810 | 地方公共団体金融機関借入金 | 375,018,673 |
| 工具・器具・備品 | 2,583,522 | 政府借入金 | 25,953,471,376 |
| 無形固定資産 | 4,646,480 | 市中銀行等借入金 | 1,800,000,000 |
| 電話加入権 | 4,646,480 | 退職給付引当金 | 272,361,806 |
| 繰延資産 | 445,348,492 | E T Cマイレージ引当金 | 27,929,260 |
| 債券発行費 | 426,966,142 | 資産見返補助金 | 64,308,156 |
| 調査費 | 18,382,350 | 長期受入保証金 | 359,093 |
| | | 特別法上の引当金等 | 98,966,238,360 |
| | | 償還準備金 | 85,637,824,336 |
| | | 償還準備積立金 | 13,328,414,024 |
| | | (負債合計) | 330,502,595,005 |
| | | 基本金 | 91,554,600,000 |
| | | 地方公共団体出資金 | 91,554,600,000 |
| | | (資本合計) | 91,554,600,000 |
| 資産合計 | 422,057,195,005 | 負債・資本合計 | 422,057,195,005 |

令和6事業年度 広島高速道路公社損益計算書

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|-----------------|----------------|-------------------|----------------|
| 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 |
| 経常費用 | 12,968,102,310 | 経常収益 | 12,968,102,310 |
| 事業資産管理費 | 8,025,825,207 | 業務収入 | 12,568,731,502 |
| 道路管理費 | 7,943,975,331 | 道路料金収入 | 12,343,848,822 |
| E T Cマイレージ還元負担金 | 81,849,876 | E T Cマイレージ還元負担金収入 | 48,987,772 |
| 一般管理費 | 361,487,773 | 業務雑収入 | 175,499,898 |
| 一般管理費 | 257,413,158 | E T Cマイレージ引当金戻入 | 395,010 |
| 賞与引当金繰入額 | 42,277,441 | | |
| 退職給付費用 | 23,529,025 | 受託業務収入 | 128,084,000 |
| 減価償却費 | 38,268,149 | 受託業務収入 | 128,084,000 |
| 引当金等繰入 | 3,529,022,158 | 業務外収益 | 271,286,808 |
| 償還準備金繰入 | 3,270,875,958 | 地方公共団体負担金受入金 | 9,217,900 |
| 償還準備積立金繰入 | 258,146,200 | 雑益 | 262,068,908 |
| 受託業務費 | 128,084,000 | | |
| 受託業務費 | 128,084,000 | | |
| 業務外費用 | 923,683,172 | | |
| 債券利息 | 616,299,049 | | |
| 借入金利息 | 267,194,318 | | |
| 元利金支払手数料等 | 2,079,164 | | |
| 債券発行費償却 | 38,090,029 | | |
| 雑損 | 20,612 | | |
| 合計 | 12,968,102,310 | 合計 | 12,968,102,310 |

* 地方公共団体負担金受入金9,217,900円 及び 雜益のうち3,922,708円は償還準備金対象分であり、業務収入12,568,731,502円と合わせて 債還準備金の対象となる「収益は12,581,872,110円」である。

(2) 令和5事業年度

① 監事の意見書

令和5事業年度広島高速道路公社財務諸表及び決算報告書に関する意見書

広島高速道路公社定款第20条第1項に基づき、令和5事業年度広島高速道路公社財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書について、関係帳簿その他証拠書類と照合審査の結果、適正なものと認めます。

令和6年5月22日

広島高速道路公社
理事長 熊谷 銳 様

広島高速道路公社 監事 濱田 芳 弘

広島高速道路公社 監事 足立 太 輝

広島高速道路公社 監事 末政 直 美



② 財務諸表

令和5事業年度 広島高速道路公社財産目録

令和6年3月31日現在

| 区分 | 資産の部 | | 金額 |
|-----------|--|---|------------------------------------|
| | 内訳 | 摘要 | |
| 流动資産 | | | 円 |
| 現金・預金 | | | 8,187,935,585 |
| 未収金 | 現金 道路料金收入等 普通預金 広島銀行県庁支店 | 9,092,100 5,481,059,393 | 5,490,151,493 |
| | 道路料金收入 未収還付消費税等 その他の未収金 | 1,353,216,772 64,375,000 189,421,726 | 1,607,013,498 |
| 原材料・貯蔵品 | E T C 路側機器及びE T C 路側設備予備部品 E T C 発進制御機阻止棒 | 1,087,677,594 2,893,000 | 1,090,570,594 |
| 前払費用 | 一時避難施設の賃貸借料 | 200,000 | 200,000 |
| 固定資産 | | | |
| 事業資産 | | | |
| 道路 | 広島高速1号線東区福田町～東区温品二丁目 広島高速2号線東区温品町～南区仁保沖町 広島高速3号線南区仁保沖町～西区观音新町四丁目 広島高速4号線西区中広町一丁目～安佐南区大塚東町 | 69,821,368,396 101,087,327,590 95,325,026,661 38,045,765,683 | 411,103,141,217 304,279,488,330 |
| 事業資産建設仮勘定 | | | 106,234,877,577 |
| 道路建設仮勘定 | 広島高速5号線 | 106,234,877,577 | 106,234,877,577 |
| 有形固定資産 | | | 582,579,497 |
| 建物 | 事務所建物6棟 その他の建物12棟 | 415,759,193 163,950,722 | 579,709,915 |
| 車両・運搬具 | 自動車2台 | 2 | 2 |
| 工具・器具・備品 | 備品等53件 | 2,869,580 | 2,869,580 |

| 区分 | 資産の部 | | 金額 | 金額 |
|------------|--------------------------------------|----------------------|-------------|-----------------|
| | 内訳 | 摘要 | | |
| 無形固定資産 | | | | 5,595,813 |
| 電話加入権 | | | 4,646,480 | 4,646,480 |
| その他の無形固定資産 | 電話加入権46件 システムソフトウェア12件(財務会計システム等) | 4,646,480 949,333 | 949,333 | |
| 投資その他の資産 | | | | 600,000 |
| 敷金・保証金 | 敷金 | 600,000 | 600,000 | 600,000 |
| 線延資産 | | | | 461,911,247 |
| 債券発行費 | 広島高速道路債券に係る発行手数料 | | 443,528,897 | 443,528,897 |
| 調査費 | 高速道路建設に係る調査費 | | 18,382,350 | 18,382,350 |
| 資産の部合計 | | | | 419,752,988,049 |

| 区 分 | 負 債 の 部 | | 金 額 |
|--------------|----------------------------|---------------|----------------|
| | 内 摘 要 | 金 額 | |
| 流動負債 | | | 円 |
| 1年内返済予定長期借入金 | | | 22,480,398,499 |
| | 1年以内返済予定 広島高速道路債券 債還額 | 9,000,000,000 | 18,772,486,921 |
| | 1年以内返済予定 広島県借入金(特別転貸債) 債還額 | 2,236,447,274 | |
| | 1年以内返済予定 広島市借入金(特別転貸債) 債還額 | 2,236,784,768 | |
| | 1年以内返済予定 地方公共団体金融機関借入金 債還額 | 432,279,640 | |
| | 1年以内返済予定 政府借入金 債還額 | 4,866,975,239 | |
| 未払金 | 未払金(未払消費税等以外) | 3,428,287,173 | 3,483,563,673 |
| | 業務費 | 1,648,699,052 | |
| | 維持改良費 | 1,514,120,286 | |
| | 業務管理費 | 220,548,972 | |
| | 一般管理費 | 14,774,634 | |
| | その他 | 30,144,229 | |
| | 未払金(未払消費税等) | 55,276,500 | |
| 未払費用 | 借入金に係る当期中の未払利息等 | 140,529,729 | 140,529,729 |
| 預り金 | 源泉徴収所得税・住民税、契約保証金等 | 42,891,635 | 42,891,635 |
| 前受収益 | 事業用地目的外使用料 | 543,220 | 543,220 |
| 賞与引当金 | 役職員に係る賞与引当金 | 40,383,321 | 40,383,321 |

| 区 分 | 負 債 の 部 | | 金 額 |
|--------------------|-----------------------------|-----------------|----------------------------------|
| | 内 摘 要 | 金 額 | |
| 固定負債 | | | 211,783,273,348 |
| 広島高速道路債券 | 広島高速道路債券 | 155,700,000,000 | 155,700,000,000 |
| 地方公共団体借入金 | 広島県借入金(特別転貸債) | 13,396,785,295 | 26,798,571,395 |
| | 広島市借入金(特別転貸債) | 13,401,786,100 | |
| 地方公共団体金融機関借入金 | 地方公共団体金融機関借入金 | 691,108,905 | 691,108,905 |
| 政府借入金 | 政府借入金(有料道路整備等資金貸付金) | 25,670,677,092 | 28,238,177,092 |
| | 政府借入金(道路事業資金収益回収特別貸付金) | 2,567,500,000 | |
| 退職給付引当金 | 役職員の退職手当引当金 | 262,424,437 | 262,424,437 |
| E T Cマイレージ引当金 | E T Cマイレージ引当金 | 28,324,270 | 28,324,270 |
| 資産見返補助金 | 政府補助金 地方道路公社有料道路災害復旧事業費補助金 | 64,308,156 | 64,308,156 |
| 長期受入保証金 | 長期受入保証金 | 359,093 | 359,093 |
| 特別法上の引当金等 償還準備金 | 広島高速1・2・3・4号線に係る償還準備金(収支差益) | 82,366,948,378 | 95,437,216,202 82,366,948,378 |
| 償還準備積立金 | 消費税還付金 | 13,070,267,824 | 13,070,267,824 |
| 負 債 の 部 合 計 | | 329,700,888,049 | |
| 正 味 財 産 | | 90,052,100,000 | |

令和5事業年度 広島高速道路公社貸借対照表

令和6年3月31日現在

| 資産の部 | | 負債及び資本の部 | |
|------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 |
| 流动資産 | 8,187,935,585 | 流动負債 | 22,480,398,499 |
| 現金・預金 | 5,490,151,493 | 1年内返済予定長期借入金 | 18,772,486,921 |
| 未収金 | 1,607,013,498 | 未払金 | 3,483,563,673 |
| 原材料・貯蔵品 | 1,090,570,594 | 未払費用 | 140,529,729 |
| 前払費用 | 200,000 | 預り金 | 42,891,635 |
| 固定資産 | 411,103,141,217 | 前受収益 | 543,220 |
| 事業資産 | 304,279,488,330 | 賞与引当金 | 40,383,321 |
| 道路 | 304,279,488,330 | 固定負債 | 211,783,273,348 |
| 事業資産建設仮勘定 | 106,234,877,577 | 広島高速道路債券 | 155,700,000,000 |
| 道路建設仮勘定 | 106,234,877,577 | 地方公共団体借入金 | 26,798,571,395 |
| 有形固定資産 | 582,579,497 | 地方公共団体金融機関借入金 | 691,108,905 |
| 建物 | 579,709,915 | 政府借入金 | 28,238,177,092 |
| 車両・運搬具 | 2 | 退職給付引当金 | 262,424,437 |
| 工具・器具・備品 | 2,869,580 | E T Cマイレージ引当金 | 28,324,270 |
| 無形固定資産 | 5,595,813 | 資産見返補助金 | 64,308,156 |
| 電話加入権 | 4,646,480 | 長期受入保証金 | 359,093 |
| その他の無形固定資産 | 949,333 | 特別法上の引当金等 | 95,437,216,202 |
| 投資その他の資産 | 600,000 | 償還準備金 | 82,366,948,378 |
| 敷金・保証金 | 600,000 | 償還準備積立金 | 13,070,267,824 |
| 繰延資産 | 461,911,247 | (負債合計) | 329,700,888,049 |
| 債券発行費 | 443,528,897 | 基本金 | 90,052,100,000 |
| 調査費 | 18,382,350 | 地方公共団体出資金 | 90,052,100,000 |
| 資産合計 | 419,752,988,049 | (資本合計) | 90,052,100,000 |
| | | 負債・資本合計 | 419,752,988,049 |

令和5事業年度 広島高速道路公社損益計算書

令和5年4月 1日から
令和6年3月31日まで

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|-----------------|----------------|-------------------|----------------|
| 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 |
| 経常費用 | 12,821,137,021 | 経常収益 | 12,821,137,021 |
| 事業資産管理費 | 6,564,315,233 | 業務収入 | 12,292,341,247 |
| 道路管理費 | 6,480,236,877 | 道路料金収入 | 12,056,633,792 |
| E T Cマイレージ還元負担金 | 84,078,356 | E T Cマイレージ還元負担金収入 | 51,185,318 |
| 一般管理費 | 409,597,160 | 業務雑収入 | 183,309,507 |
| 一般管理費 | 299,947,615 | E T Cマイレージ引当金戻入 | 1,212,630 |
| 賞与引当金繰入額 | 40,383,321 | 受託業務収入 | 408,048,000 |
| 退職給付費用 | 28,664,247 | 受託業務収入 | 408,048,000 |
| 減価償却費 | 40,601,977 | 業務外収益 | 120,747,774 |
| 引当金等繰入 | 4,516,140,236 | 地方公共団体負担金受入金 | 9,497,403 |
| 償還準備金繰入 | 4,406,835,236 | ※ | ※ |
| 償還準備積立金繰入 | 109,305,000 | ※ | 111,250,371 |
| 受託業務費 | 408,048,000 | | |
| 受託業務費 | 408,048,000 | | |
| 業務外費用 | 923,036,392 | | |
| 債券利息 | 560,297,852 | | |
| 借入金利息 | 321,697,983 | | |
| 元利金支払手数料等 | 2,075,457 | | |
| 債券発行費償却 | 36,995,595 | | |
| 雑損 | 1,969,505 | | |
| 合計 | 12,821,137,021 | 合計 | 12,821,137,021 |

※ 地方公共団体負担金受入金9,497,403円 及び 雜益のうち1,945,371円は償還準備金対象分であり、業務収入12,292,341,247円と合わせて
償還準備金の対象となる「収益は12,303,784,021円」である。